

第3次那珂市地域福祉計画

平成31年3月

那珂市

目 次

第1章 計画策定の意義.....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 地域福祉計画とは.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
第2章 市の現状と課題.....	5
第1節 人口構成.....	5
1 現状.....	5
総人口と1世帯あたり人口.....	5
人口ピラミッド.....	6
年齢構成（年齢3区分別）.....	7
年齢3区分別人口の推計.....	7
第2節 子どもをめぐる現状と課題.....	8
1 現状.....	8
出生数と出生率.....	8
各園と園児数.....	9
2 課題.....	9
第3節 高齢者の現状と課題.....	10
1 現状.....	10
高齢者人口と高齢化率.....	10
ひとり暮らし高齢者数.....	11
認知症高齢者数.....	11
第1号被保険者の要支援・要介護認定者数.....	12
2 課題.....	12
第4節 障がい者の現状と課題.....	13
1 現状.....	13
障がい者数.....	13
2 課題.....	13
第5節 生活困窮者などの現状と課題.....	14
1 現状.....	14
生活保護世帯数と生活保護率.....	14
2 課題.....	14

第6節 アンケート調査結果から見える課題.....	15
第3章 計画の理念と目標.....	25
第1節 基本理念.....	25
第2節 基本目標.....	26
基本目標1：思いやりの心を育み、地域で輝けるための環境づくり.....	26
基本目標2：地域のつながりの強化.....	26
基本目標3：安心の暮らしづくり.....	26
基本目標4：包括的な支援体制の充実（新規）.....	26
第3節 施策の体系.....	27
第4章 施策の展開.....	28
基本目標1 思いやりの心を育み、地域で輝けるための環境づくり.....	30
施策の体系① 交流のきっかけづくり.....	30
施策の体系② 心のバリアフリー・福祉教育の推進.....	32
施策の体系③ 生涯学習の充実・参加の促進.....	34
施策の体系④ ボランティア活動の啓発・推進.....	36
基本目標2 地域のつながりの強化.....	38
施策の体系⑤ 居場所づくりの推進.....	38
施策の体系⑥ 社会参加しやすい環境づくり.....	40
施策の体系⑦ 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援.....	42
施策の体系⑧ 地域で支え合うネットワークづくり.....	44
基本目標3 安心の暮らしづくり.....	46
施策の体系⑨ 見守りや声かけ運動の促進.....	46
施策の体系⑩ 情報のバリアフリー化の推進.....	48
施策の体系⑪ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進.....	50
施策の体系⑫ 計画的な福祉施策の推進.....	52
施策の体系⑬ 要援護者を支える体制づくり.....	54
施策の体系⑭ 災害や犯罪に強いまちづくりの推進.....	56
基本目標4 包括的な支援体制の充実.....	58
施策の体系⑮ 地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応.....	58
施策の体系⑯ 柔軟で総合的・専門的な対応が取れる体制づくり.....	60
施策の体系⑰ 地域福祉における新たな担い手の創出.....	62
成果指標一覧.....	64
第5章 計画の推進と進捗管理.....	65
第1節 計画の推進体制.....	65
第2節 計画の進捗管理.....	65

資料編.....	67
1. 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項.....	68
2. 那珂市地域福祉計画推進委員会委員名簿.....	70
3. 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会設置要項.....	71
4. 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会委員名簿.....	73
5. 計画策定の経過.....	74

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の背景

近年、我が国では、少子高齢化・核家族化・生活様式や価値観の多様化などにより、地域・家庭といった人々の生活における支え合いの基盤が弱まってきており、家族や地域住民同士の助け合いの精神が薄まりつつあります。そのため、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、人生におけるさまざまな困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることが出来るような社会にしていくことが求められています。

国においては、2018（平成30）年4月に社会福祉法を改正し、社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現を掲げています。

地域生活課題への取り組みを『縦割り』から『丸ごと』へ転換することにより、個人や世帯の抱える複合的な課題への包括的な支援や、福祉の総合的なサービス提供の支援が図られます。また、『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換により、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出すとともに、地域資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出すことを目指しています。

本市においては、2014（平成26）年3月に「第2次那珂市地域福祉計画」を策定し、高齢者や障がい者・子育て家庭など、市民の誰もが住み慣れたまちで安心して豊かに暮らせる地域の実現を目指して、市民の一人ひとりが福祉に対する意識を高めるとともに、地域社会におけるネットワークづくりや日常生活での福祉活動の支援および機能の充実を図ってきました。

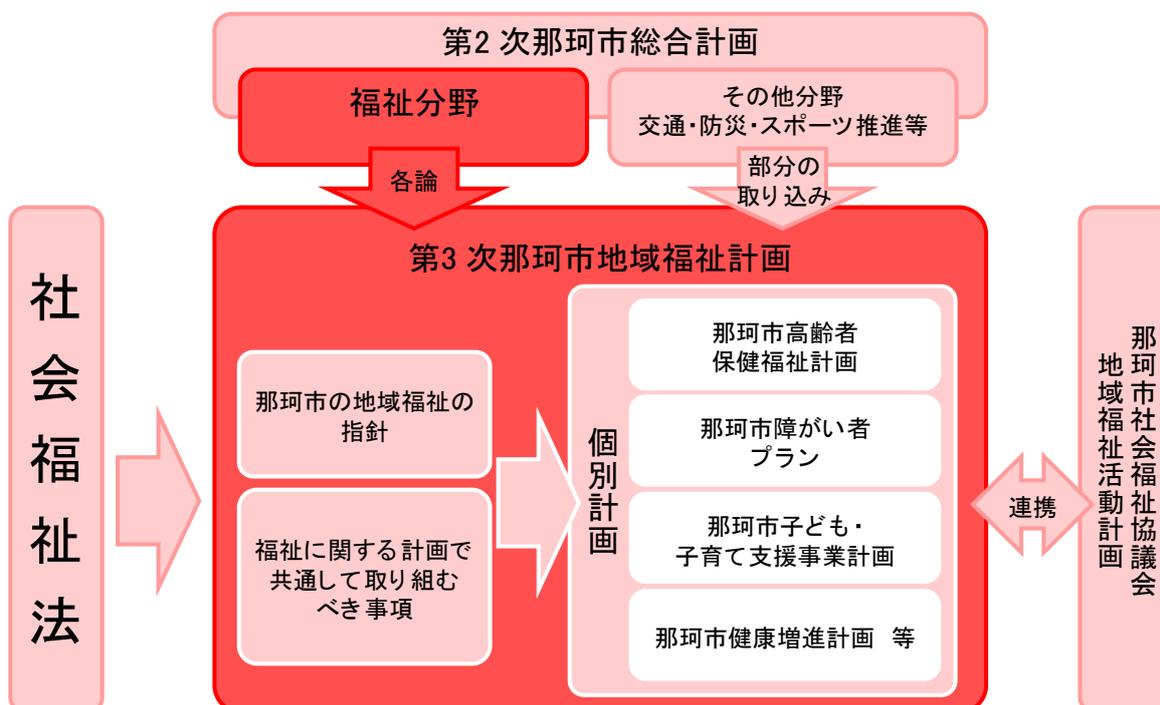
この度の「第3次那珂市地域福祉計画」は、前計画の計画期間が2018（平成30）年度で終了するため、これまでの取り組み内容の点検・評価の結果を反映するとともに、現在の社会情勢や法改正の趣旨・内容、地域住民等のニーズなどをふまえつつ見直しを行い、新たな計画として策定するものです。

第2節 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた計画です。

また、本市の最上位計画である「第 2 次那珂市総合計画」の地域福祉の分野の具体的指針を示す計画です。同時に、「高齢者保健福祉計画」や「障がい者プラン」、「子ども・子育て支援事業計画」などの対象別計画にビジョンを示し、地域福祉の視点からも各事業を推進していくための道しるべとなる計画でもあります。

地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体である那珂市社会福祉協議会では、事業実施のための「地域福祉活動計画」を策定しています。ともに地域における福祉課題の解決というビジョンを持っていること、それぞれが得意なことを分業したり協力（協働）したりすることが可能であることから、これら2つの計画は連携し整合性を取ることで、より効率的・効果的な地域福祉の推進が図られます。



第3節 計画の期間

本計画は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間を計画期間とします。期間中に、社会情勢の変化、関係法令などの改正があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画	(平成31年度)	(平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
第2次那珂市総合計画	2018年度（平成30年度）～2027年度					
	前期					後期
那珂市地域福祉計画	第2次	第3次				
那珂市 高齢者福祉計画	高齢者福祉計画	第8期		第9期		
那珂市 高齢者保健福祉計画	介護保険事業計画	第7期		第8期		
那珂市 障がい者プラン	障がい者計画	2018年度（平成30年度）～2023年度				
	障がい福祉計画	第5期		第6期		
	障がい児福祉計画	第1期		第2期		
那珂市子ども・子育て支援事業計画	～2019年度（平成31年度）	2020年度～				
那珂市健康増進計画	2018年度（平成30年度）～2023年度					

第3次那珂市地域福祉活動計画 （那珂市社会福祉協議会）	2017年度（平成29年度）～2021年度		第4次
	前期	後期	

第4節 計画の策定体制

① 地域福祉計画推進委員会の設置

まちづくり協議会の代表、民生委員・児童委員の代表、福祉関係団体の代表、学識経験者、小中学校の代表、地域住民の代表など幅広い分野で構成し、本計画の策定に関して協議を行いました。

② 地域福祉計画ワーキング委員会の設置

本計画は、福祉だけでなく健康・医療・教育・まちづくり・防災・生活環境などさまざまな分野に関わっています。そのため、市役所内において福祉担当部局が中心となり、広く関係部局や市社会福祉協議会から委員を選出し、地域福祉の推進に向けた具体的な取り組みについて検討しました。

③ アンケート調査の実施

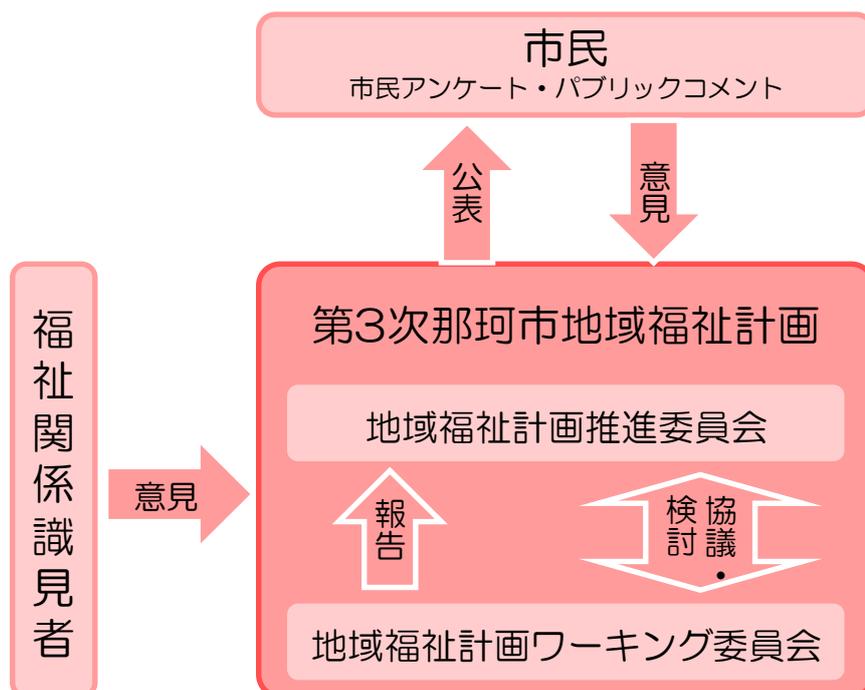
地域に対する意識や今後の地域活動のありかたについて、市民の意見や要望を聞くことを目的として2017（平成29）年度に「アンケート調査」を実施しました。

④ 福祉関係識見者からの意見の聴取・反映

市連合民生委員児童委員協議会の識見者からの意見を聞きとり、反映しました。

⑤ パブリックコメントの実施

計画策定に当たっての意見および情報を市民から募集しました。



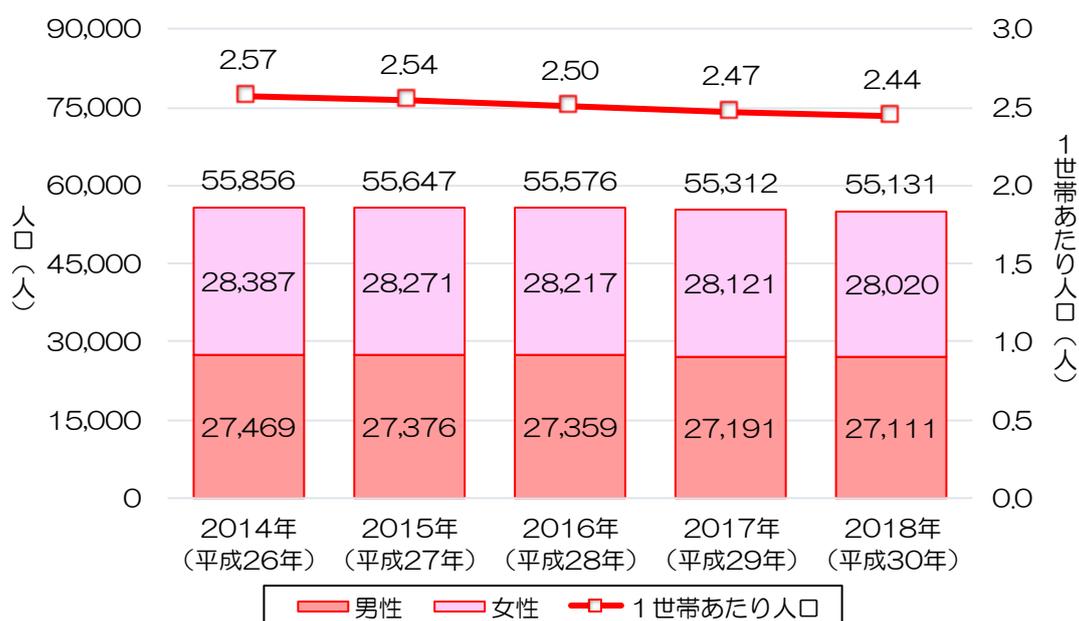
第2章 市の現状と課題

第1節 人口構成

1 現状

○ 総人口と1世帯あたり人口

本市の人口は、2014（平成26）年からの5年間で725人減少し、1世帯あたり人口は0.13人減少しています。



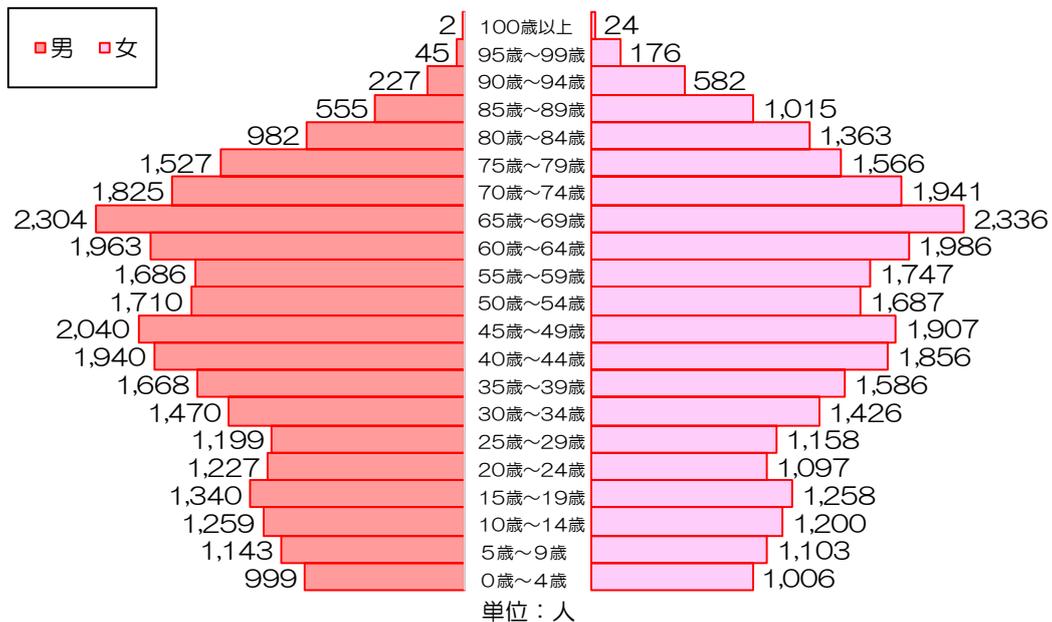
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

○ 人口ピラミッド

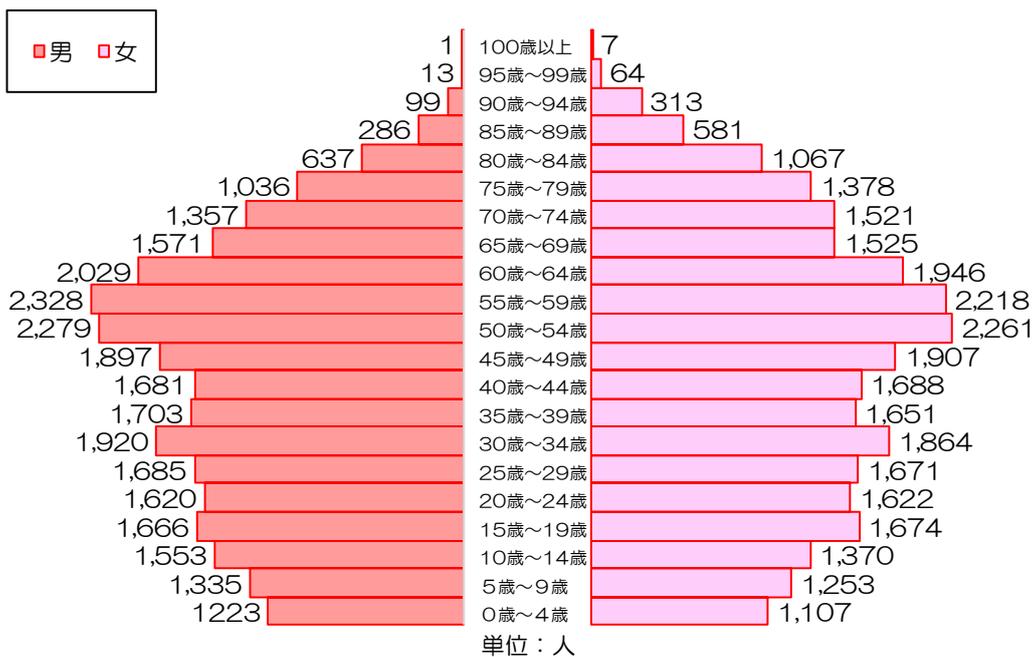
人口ピラミッドを見ると、本市の人口構成は、いわゆる「団塊の世代」を含む「65～69歳」の人口が最も多くなっています。また、高齢者人口の男女比を見ると、女性の割合が高くなっていることが伺えます。

また、2005（平成17）年と比較すると、高齢者層（65歳以上）が大きく増加しているのに対して、40代を除く生産年齢人口（15～64歳）、および年少人口（0～14歳）は、ともに大きく減少しており、本市においてもいわゆる「少子・高齢化」が進行していることがわかります。

2018（平成30）年4月1日



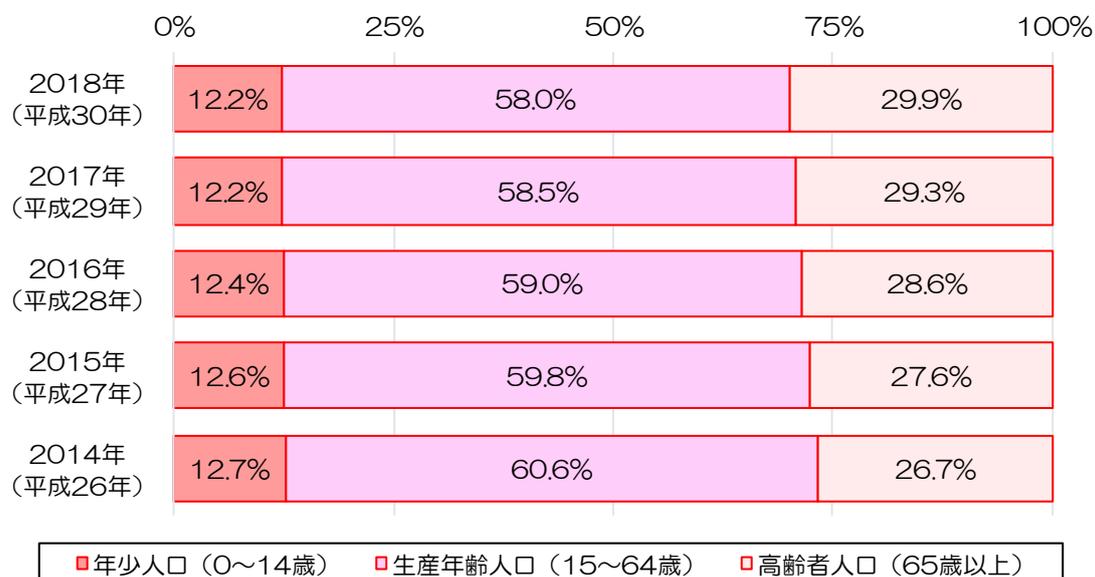
2005（平成17）年4月1日



出典：住民基本台帳

○ 年齢構成(年齢3区分別)

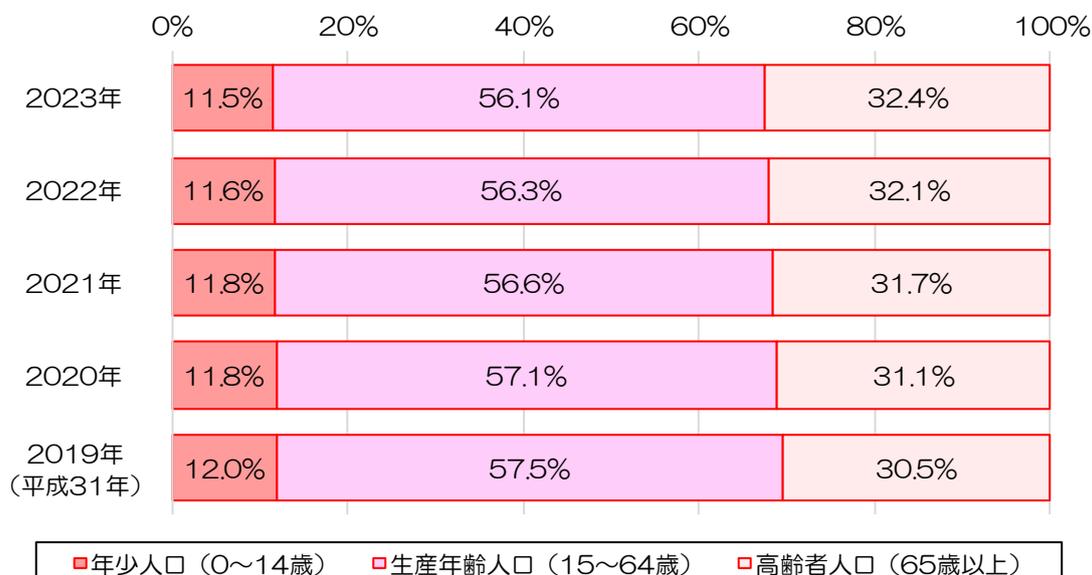
人口構成比を見ると、年少人口、生産年齢人口の割合は減少している一方、高齢者人口の割合は増加傾向を示しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

○ 年齢3区分別人口の推計

将来の人口構成比を見ると、高齢者人口の割合は、今後もさらに増加すると見込まれます。



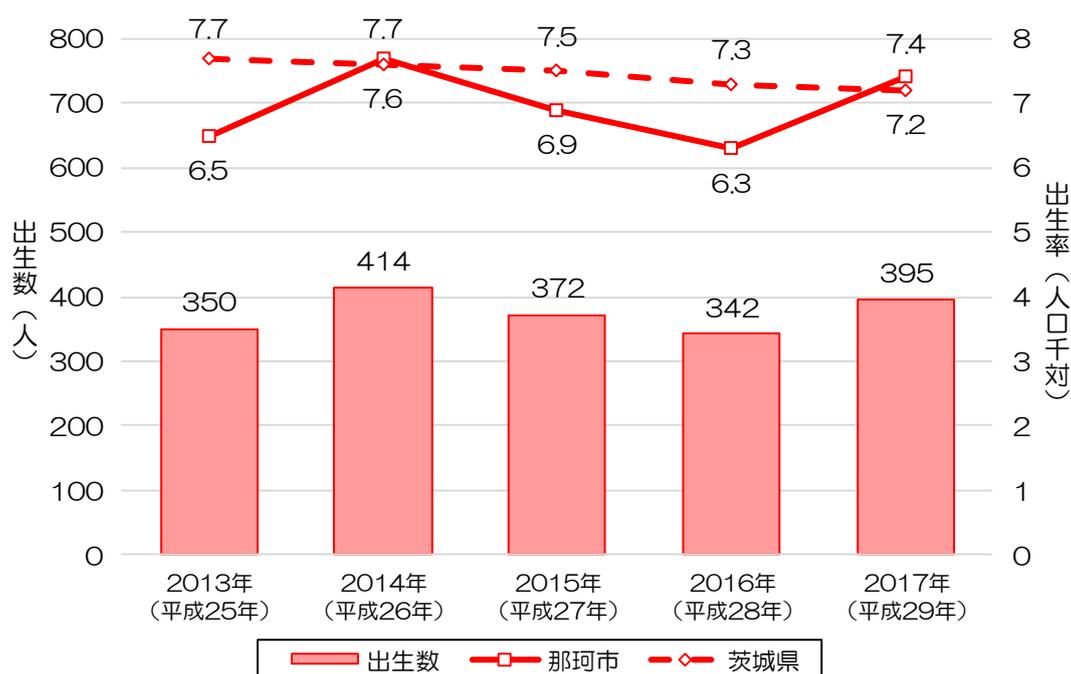
出典：介護長寿課（各年4月1日推計）

第2節 子供をめぐる現状と課題

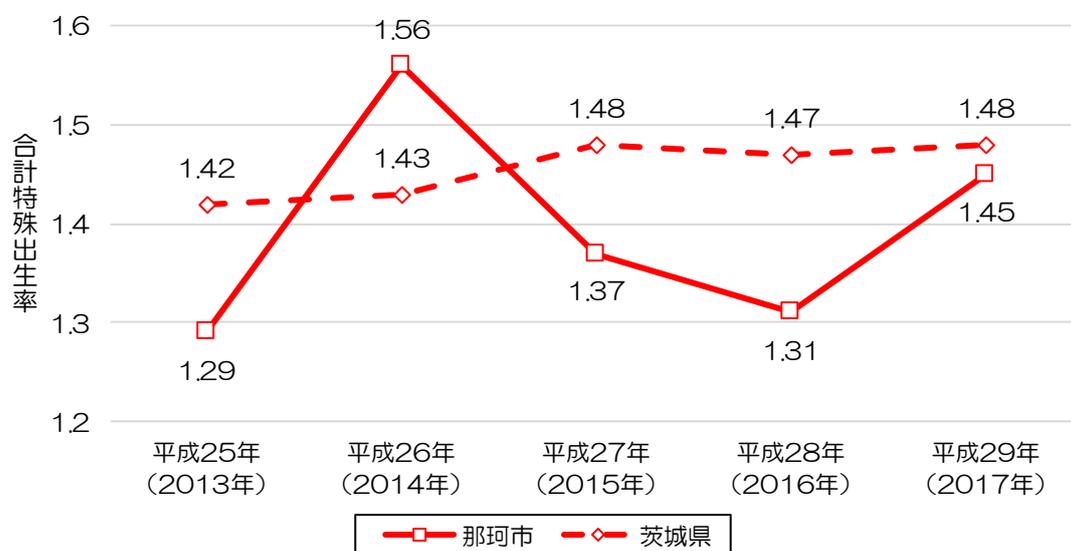
1 現状

○ 出生数と出生率

出生数の推移を見ると、各年ばらつきがあるものの、2013（平成25）年から5年間の平均は、375人となっています。また、1,000人あたりの出生数である出生率を見ると、県よりも低い割合で推移しています。さらに、合計特殊出生率を見ても、出生率と同様の傾向が見られます。

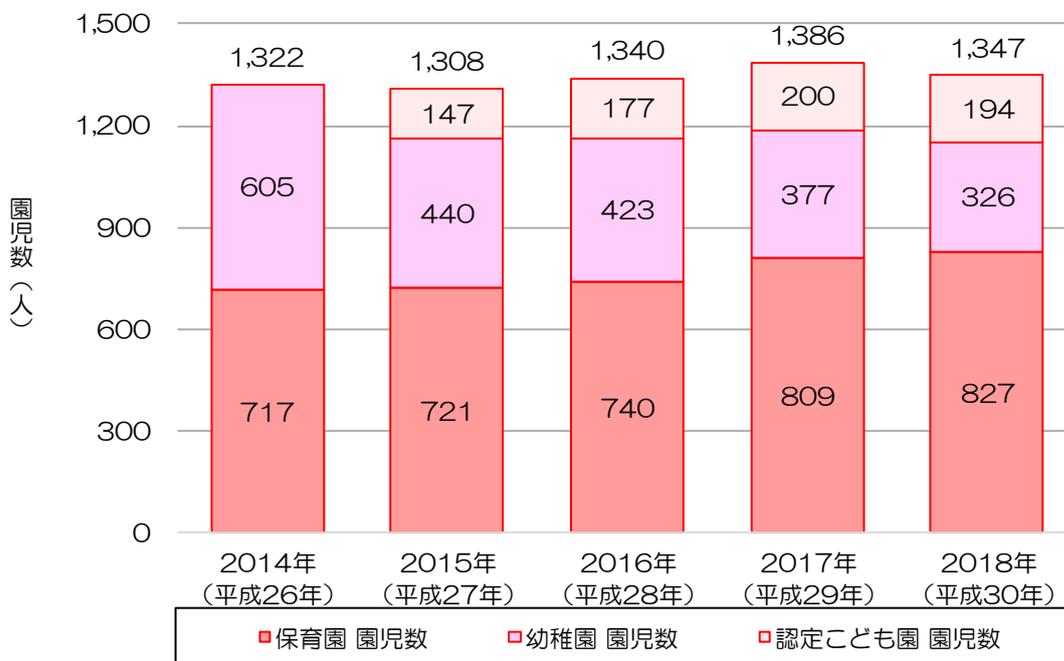


出典：茨城県人口動態統計（各年）



○ 各園と園児数

保育園・幼稚園などの園児数の推移を見ると、各年において増減があるものの、おおよそ 1,340 人前後で推移しています。



出典：こども課（各年 4 月 1 日）

2 課題

本市の出生数は、長期的に見ると減少しており、少子化は、地域における活力の低下など、さまざまな影響が懸念されます。

また、「保育園」「幼稚園」「認定こども園」の園児数の推移を見ると、近年は、「保育園」「認定こども園」の園児数が多くを占めていることから、共働き世帯が多くなっていることが推測されます。そのため今後は、子育て世代のニーズに沿った福祉サービスを充実させ、安心して子育てができる社会環境を整備する必要があるとともに、地域全体で支援をしていくことが求められています。

第3節 高齢者の現状と課題

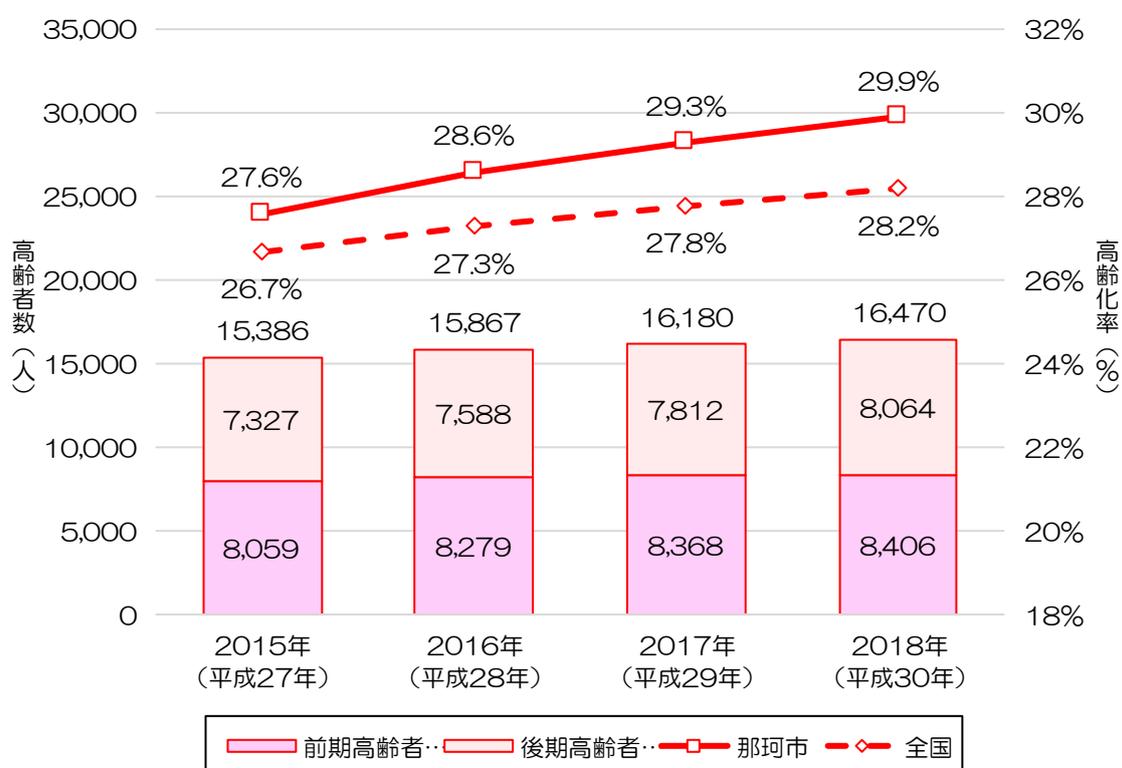
1 現状

○ 高齢者人口と高齢化率

本市の高齢者人口は、2018（平成30）年4月1日現在16,470人で、2015（平成27）年から1,084人増加しています。

本市の高齢化率は、2018（平成30）年4月1日現在29.9%で、全国値を1.7ポイント上回っています。

本市においては、国と比較して「高齢化社会」の進行がやや早いことが伺えます。

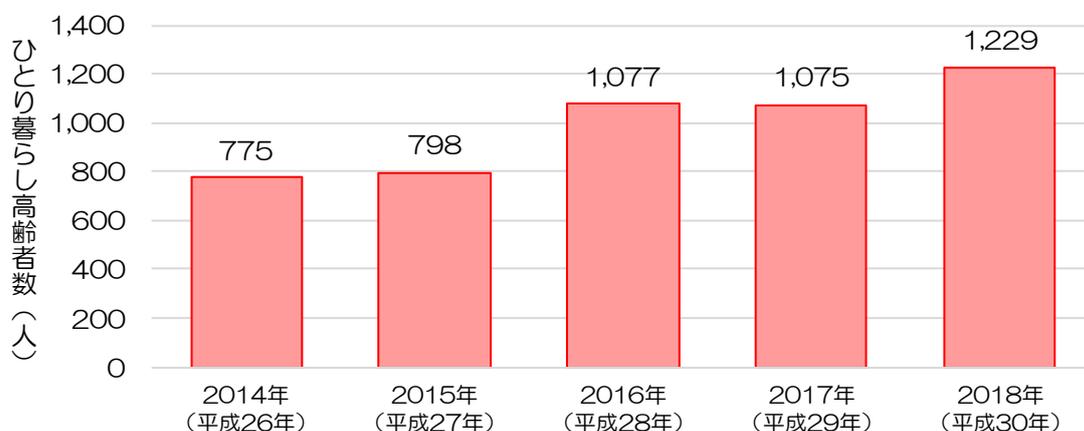


出典：住民基本台帳（各年4月1日）

2018（平成30）年は、実数を用いています。

○ ひとり暮らし高齢者数

本市のひとり暮らし高齢者数は、2018（平成30）年4月1日現在 1,229 人で、2014（平成26）年から 454 人増加しています。2015（平成27）年および2017（平成29）年に単身世帯高齢者の調査を実施したことにより、新たにひとり暮らし高齢者が掘り起こされ、2016（平成28）年および2018（平成30）年は前年と比べて大幅に増加しています。

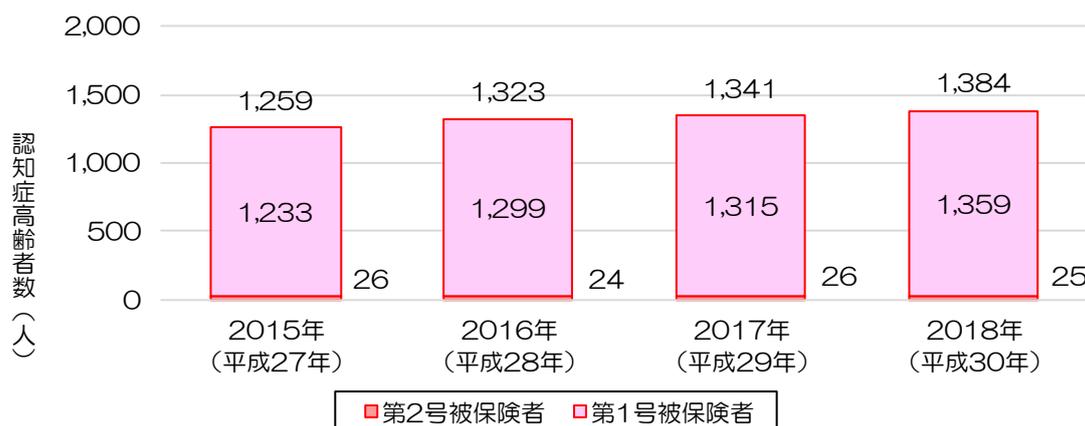


出典：介護長寿課（各年4月1日）

2018（平成30）年は、実数を用いています。

○ 認知症高齢者数

第1号被保険者における要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者数（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）は、2018（平成30）年は1,359人で、2015（平成27）年から126人増加しています。第2号被保険者については、2018（平成30）年では25人となっています。

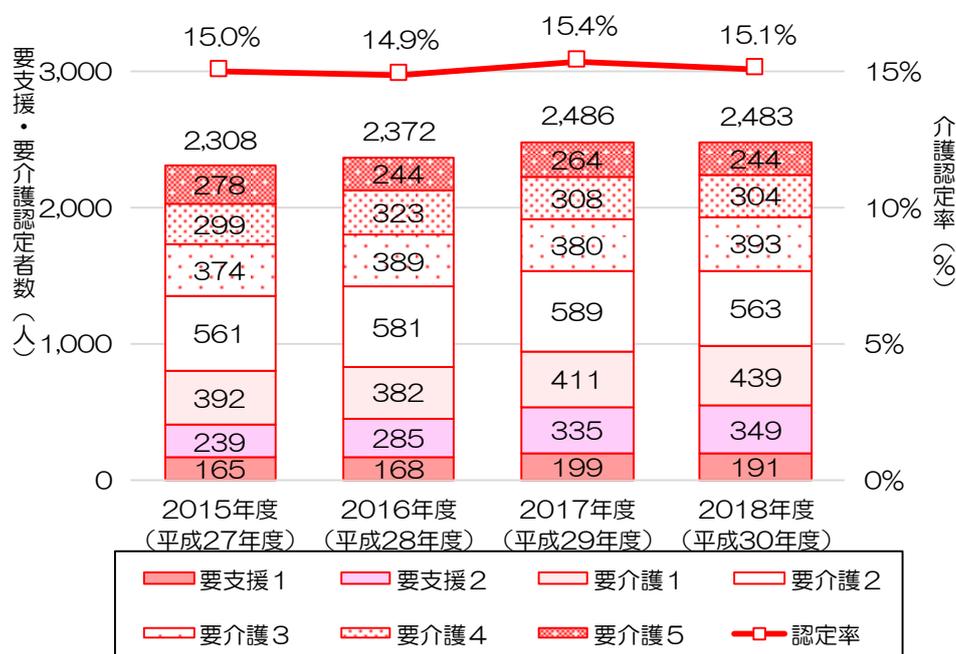


出典：那珂市高齢者保健福祉計画（各年4月1日）

2018（平成30）年度は実数を用いています。

○ 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の合計は年々増加しています。また、認定者全体の内訳を見ると、要支援認定者の割合が増加しています。



※介護認定率：(要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者数) ÷ (第1号被保険者数)

出典：那珂市高齢者保健福祉計画（各年9月30日）

2018（平成30）年度は実数を用いています。

2 課題

本市における高齢化社会の状況は、75歳以上の高齢者数が年々増加しており、数年のうちには高齢者のうちの半数以上が「後期高齢者」になると見込まれ、必要な福祉サービスの確保が大きな課題です。

また、地域から孤立しやすく、生活課題を抱えやすいと考えられるひとり暮らし高齢者が増加しています。さらに、要介護認定者数も増加の一途をたどっており、2017（平成29）年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業などにより、高齢者の介護予防や日常生活の支援体制を充実し、地域で自立した生活が送れるよう引き続き地域包括ケアシステムの拡充に取り組む必要があります。

認知症高齢者数も、今後増加することが予想されています。認知症高齢者は、環境の変化の影響を受けやすいことから、可能な限り住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、支援体制の整備を図ることが必要です。さらに、高齢者の権利や財産を守るため権利擁護の取り組みも必要です。

第4節 障がい者の現状と課題

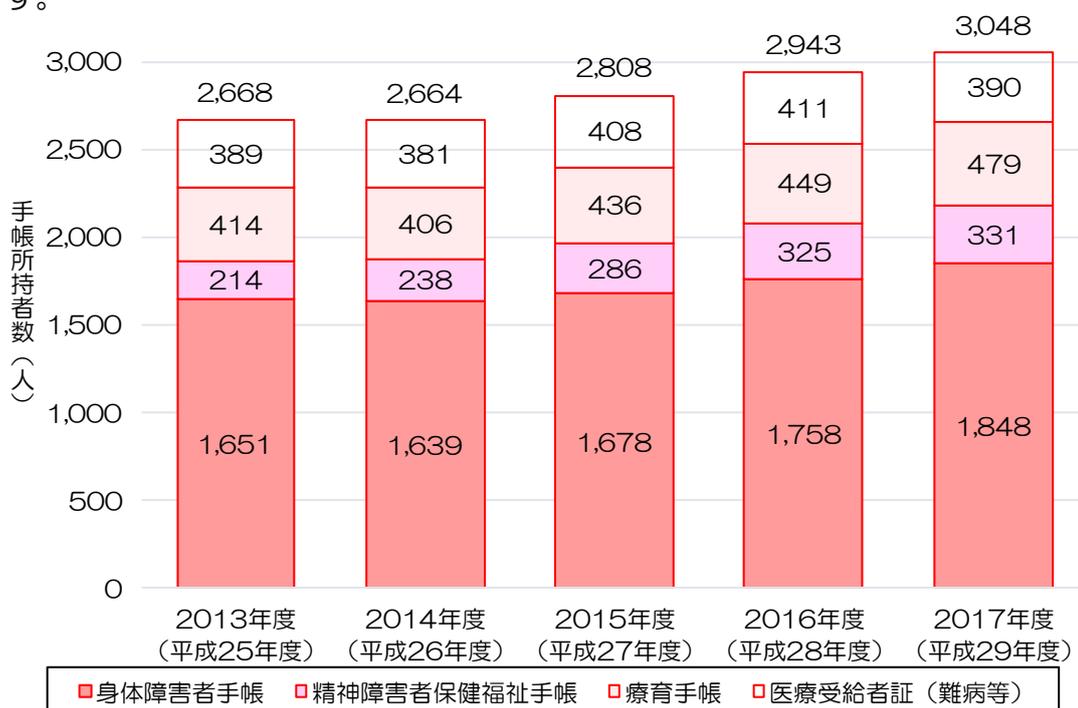
1 現状

○ 障がい者数

身体障害者手帳交付者数は、2017（平成29）年度末日現在 1,848 人で、2013（平成25）年度と比較して 1.12 倍となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者数は、331 人で 1.55 倍、知的障がい者に交付される療育手帳の所持者数は、479 人で 1.16 倍となっています。

医療受給者証（難病など）の交付を受けている難病患者数は 390 人で、ほぼ横ばいです。



出典：那珂市障がい者プラン(各年度末日)

2017（平成29）年度は実数を用いています。

2 課題

全体的に障がい者数が増加しているため、障害福祉サービスの供給体制の確保が今後の課題です。

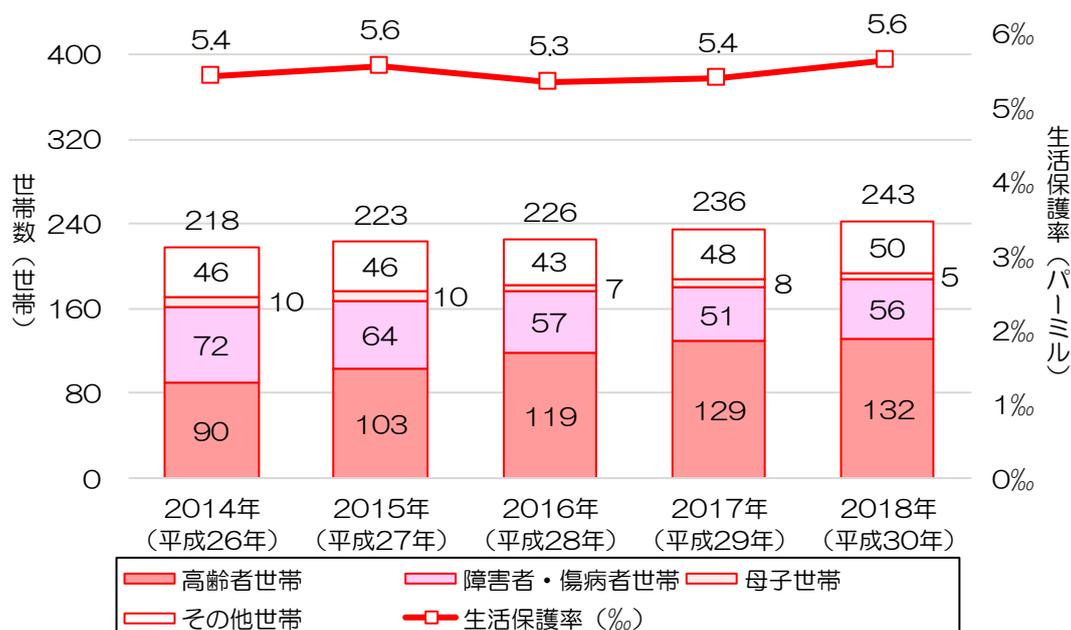
さらに、精神障がい者、知的障がい者については、保護者の高齢化も懸念事項であり、「親亡き後」にも安心して暮らし続けることができる権利擁護サービスの整備も、今後の課題です。

第5節 生活困窮者などの現状と課題

1 現状

○ 生活保護世帯数と生活保護率

高齢化や核家族化、長引く景気低迷を受け、本市における生活保護世帯は年々増加しています。内訳として、保護からの脱却が難しいとされる65歳以上のかたのみで世帯構成される「高齢者世帯」が約半数を占めるほか、障がいや傷病で働けない世帯が約3割となっています。



出典：社会福祉課（各年4月1日）

2 課題

2015（平成27）年4月に、生活困窮者自立支援法が施行され、保護に至る前の支援を実施していますが、全国的にも生活保護受給世帯は増加しています。今後は、ハローワークなどと連携した就労支援を実施するとともに、生活保護法以外の法律や施策を活用した支援を実施し、保護からの脱却を手助けする必要があります。

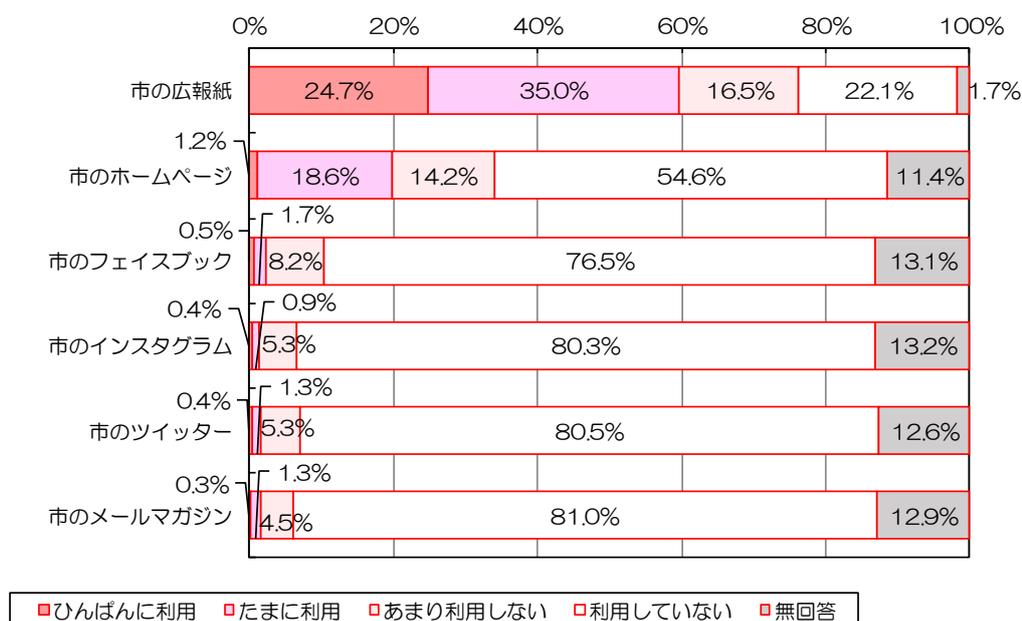
第6節 アンケート調査結果から見える課題

◎地域福祉に係る情報の収集方法について

■ 情報の収集方法として、「市の広報紙」が「ひんぱんに利用」、「たまに利用」を合計すると約6割となっており、効果的に機能していることがわかりました。今後も情報発信の手段として充実を図っていく必要があります。

また、「市のホームページ」は公的かつ最新の情報を得る目的でアクセスされるものであり、欲しい情報があらかじめ決まっている場合に利用されることや、市民にとって必要な情報が広報紙であらかじめ周知されていることから、利用率が低い結果となっています。その他、ツイッターやフェイスブック、インスタグラム等についても利用率が低い状況ですが、これらはタイムリーに発信することができ、視覚的にもわかりやすく、紙面に限りのある広報紙よりも多くの情報を掲載することが可能であることから、利用者の年齢や性別、ニーズに沿ってそれぞれの特性を生かした情報発信ツールの使用を検討していく必要があります。

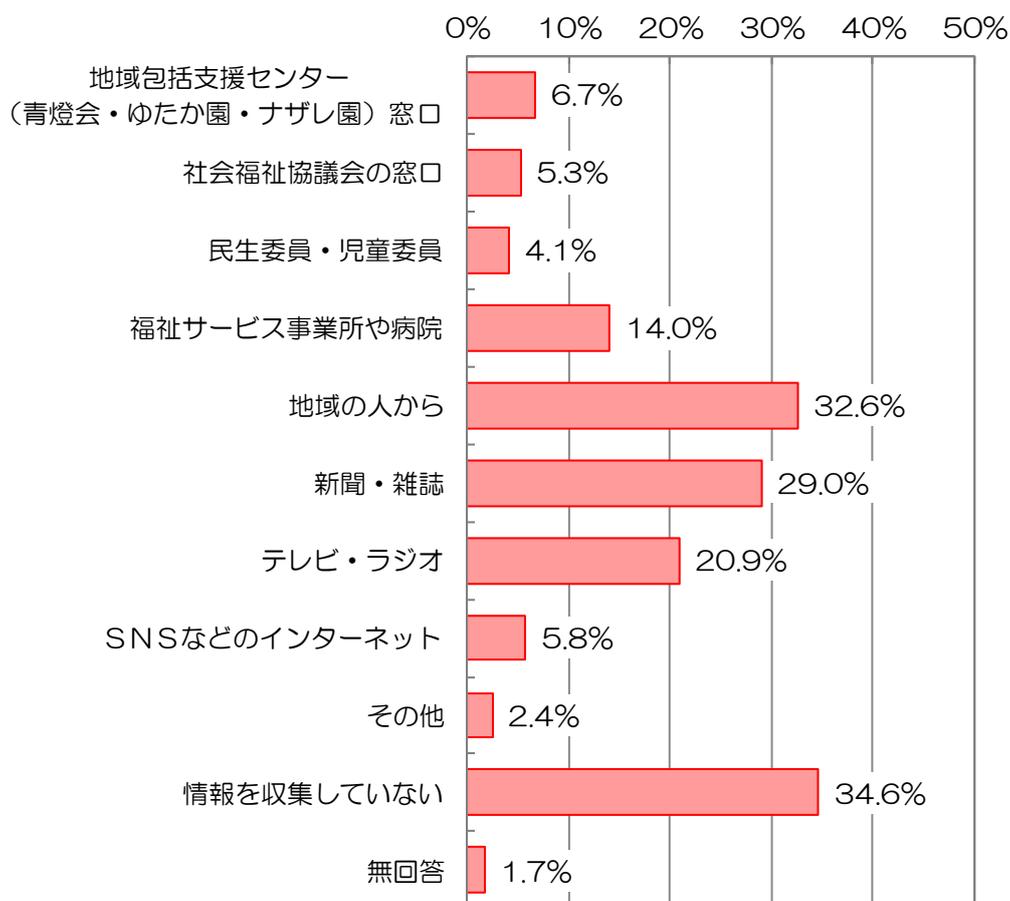
Q 地域福祉に係る情報収集のため市の発信媒体を利用していますか。



■ 市の情報発信媒体以外ではどのような方法で情報を収集しているかについては、「情報を収集していない」割合が最も高く、次いで「地域の人から」が高くなっています。そのため、地域福祉に関心を持ってもらう取り組みや、近所の人との会話の話題に上がるように情報発信の充実に努めることが必要です。

また、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などからの情報収集は低い結果となっており、それぞれが地域の訪問や見守りを通して情報発信をすることで、専門的な相談窓口として機能するよう取り組むことが必要です。

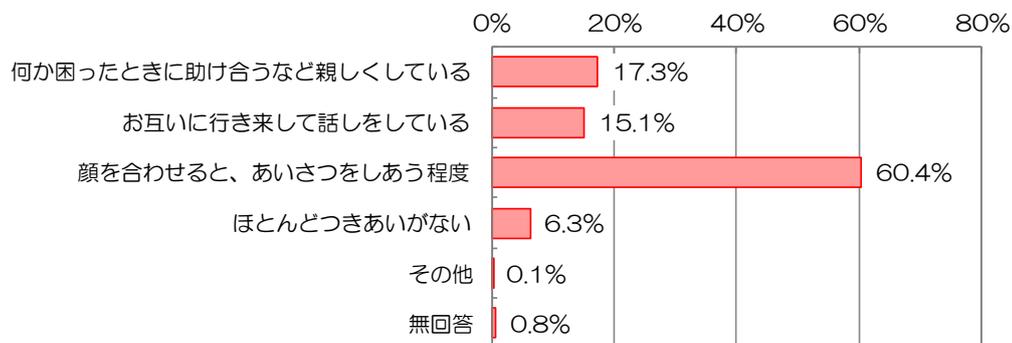
Q 地域福祉に係る情報について、市の発信媒体以外ではどのような方法で情報を収集していますか。



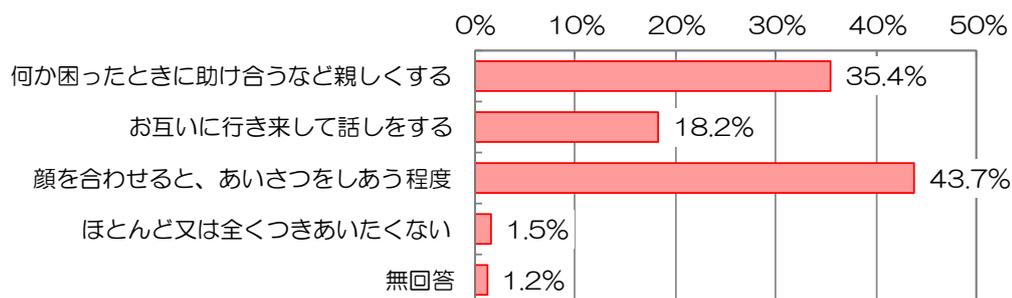
◎地域とのかかわりについて

- 隣近所とのつきあいについて、現在は「顔を合わせると、あいさつをしあう程度」と回答している割合が約6割であるのに対し、地域福祉の推進のためにはより親しいつきあいを望んでいることが多くなっているのがわかります。

Q あなたは隣近所の人との程度おつきあいがありますか。



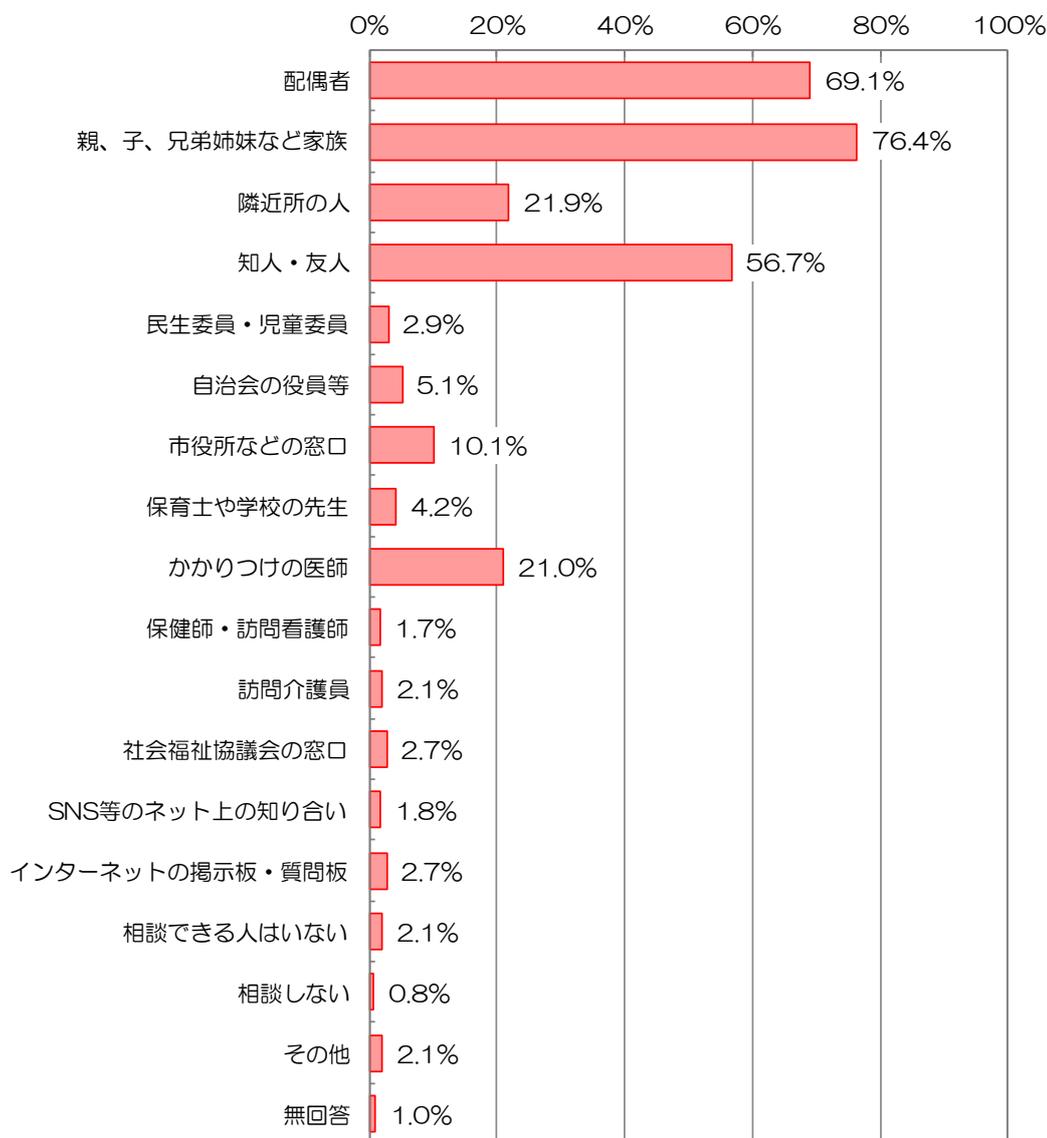
Q 隣近所の人との程度のおつきあいをしたいと思いませんか。



■ 生活課題や不安の相談窓口として、「親、子、兄弟姉妹などの家族」や「配偶者」「知人・友人」の割合が多くなっていますが、「隣近所の人」と答えた人は約 2 割と低くなっています。住民のニーズとしてより親しいつきあいを望んでいることから地域での交流の推進や気軽な助け合いを広め、隣近所の人が身近な相談相手となるような取り組みが必要です。

また、市役所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など公的もしくはそれに準ずる窓口が十分に活用されていないことから、福祉の専門機関として気軽に利用してもらえるような工夫が必要です。

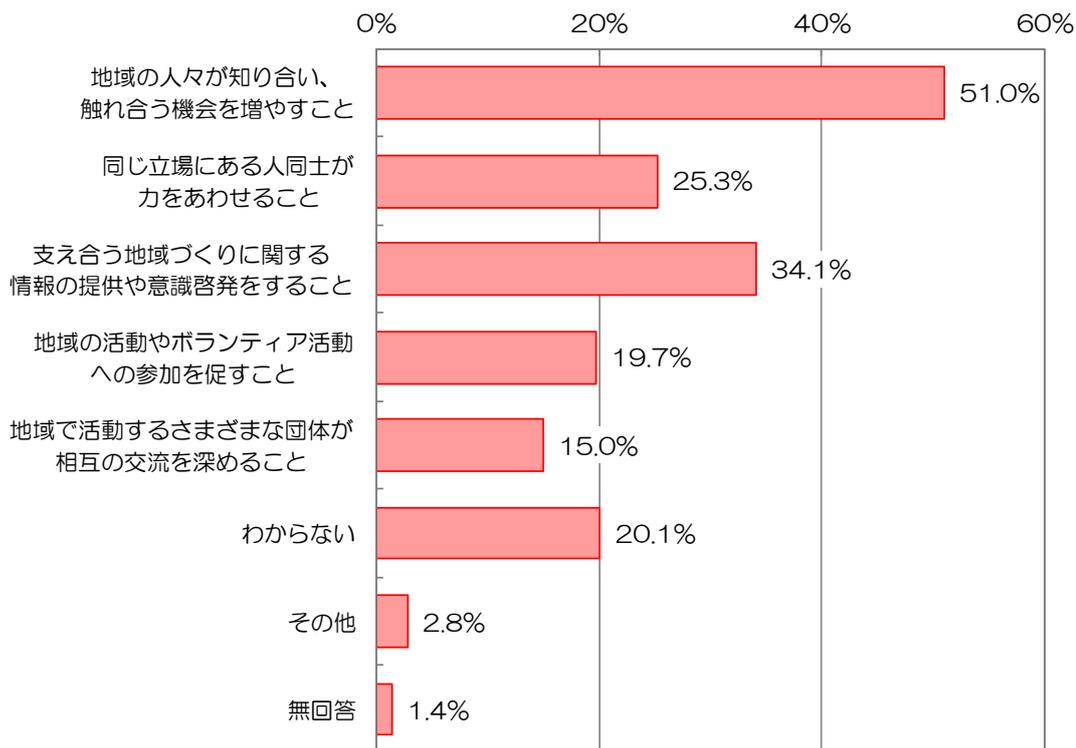
Q 毎日の暮らしの中で困ったり、不安を感じたりしたときに相談できる人はいますか。



■ 住民同士がともに支え合う地域づくりのためには、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」と回答した割合が最も高く、「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が重要と考えられていることから、地域の交流のきっかけづくりとなる情報の発信を強化していくことが必要です。

また、「同じ立場にある人同士が力を合わせる」と回答した割合も一定程度いることから、高齢者、障がい者、子育て世代など同じ悩みを抱える人同士が気軽に立ち寄れる環境の整備が必要です。

Q 住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために何が必要だと思いますか。

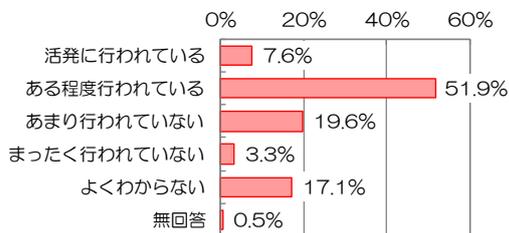


◎地域での活動について

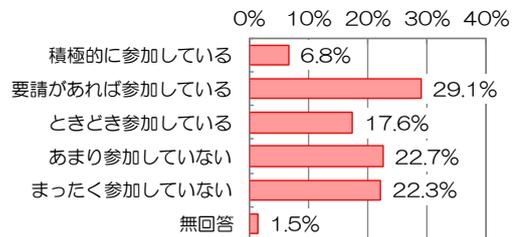
■ 地域での行事や活動が活発に行われているかについては、約6割が「活発に（ある程度）行われている」と回答しており、概ね活発に行われている状況が伺えます。一方で、「あまり（まったく）行われていない」、「わからない」と回答している人もそれぞれ2割程度いることから、さらなる活動の充実や周知の拡大が必要です。

また、「地域の行事への参加状況」については、約5割が「積極的に（要請があれば・ときどき）参加している」と回答しており、半数の人が参加している状況が伺えますが、約4割は「あまり（まったく）参加していない」と回答しており、参加率を向上させる取り組みが必要です。

Q あなたの住む地域では、行事や活動が活発に行われていると思いますか。

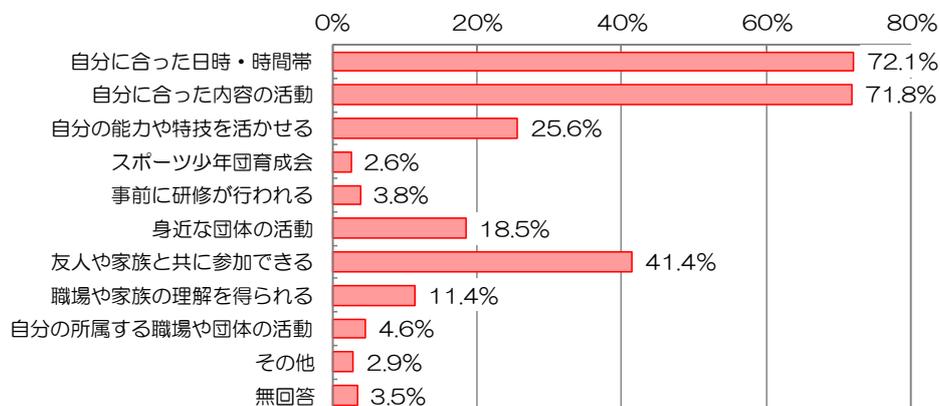


Q あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。



■ 地域行事や活動が参加しやすくなる条件については、「自分に合った日時・時間帯」「自分に合った内容の活動」と回答した人がともに7割を超えており、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、プライベートを優先に考える人が増えていると考えられます。また、「友人や家族と共に参加できる」、「自分の能力や特技を活かせる」と回答した割合も次いで高く、仲間同士・自分らしく参加したいと考えていることが伺えるため、実施日時や参加形態・活動内容などについて、参加しやすい配慮や関心を持ってもらえる工夫をしていくことが必要です。

Q 地域行事や活動が参加しやすくなる条件とはなんですか。

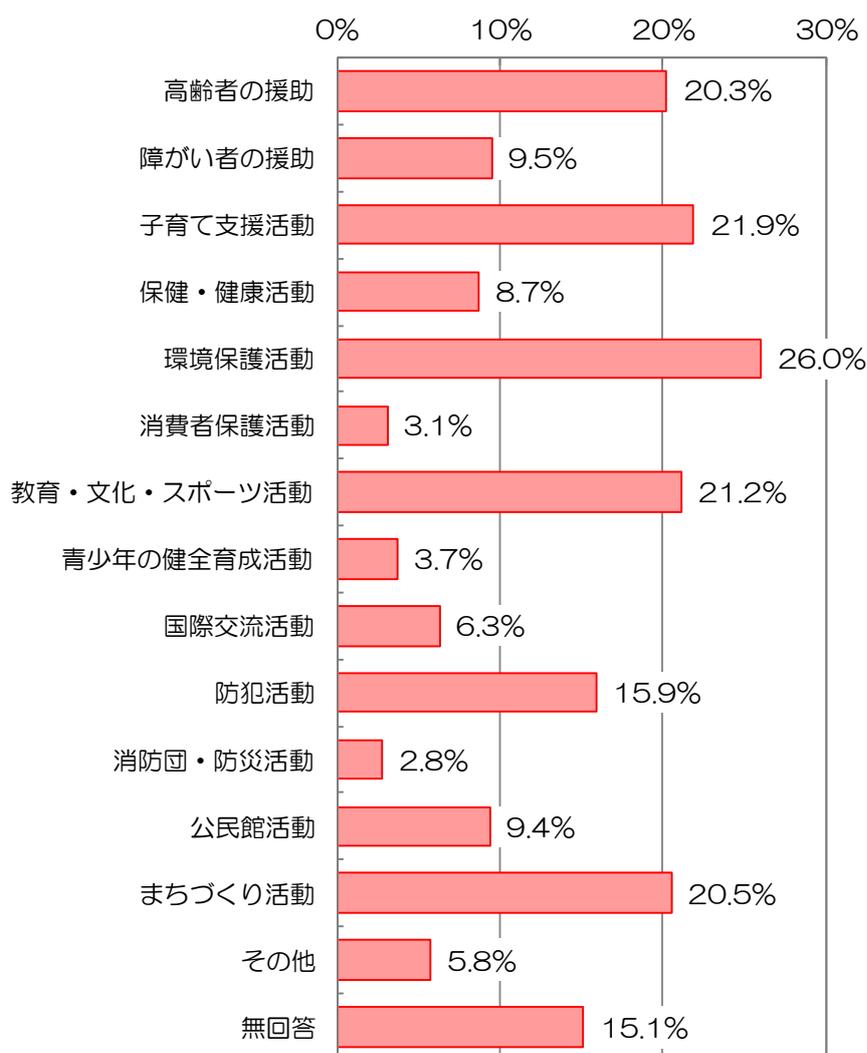


■ 「これならでき」「やってみたい」と思う地域活動やボランティア活動については、「環境保護活動」や「教育・文化・スポーツ活動」、「まちづくり活動」と回答した人の割合が高くなっており、自治会行事や学校行事などの活動を通じて、身近なテーマのボランティアに関心を持っていることがわかりました。

また、保健福祉分野では、「子育て支援活動」「高齢者の援助」と回答した人の割合が高い一方で、「障がい者の援助」「保健・健康活動」との回答はともに低い割合となっており、支援を必要としている人の中でも、子どもやお年寄りなど対象や活動内容をイメージしやすいテーマへの関心が高く、そうでないテーマへの関心は低いことがわかりました。

多くの市民がボランティア活動に幅広い関心を持ち積極的に参加してもらうためには、対象や活動内容についてわかりやすく情報を発信することや、身近で気軽に活動を体験できる場づくりが必要です。

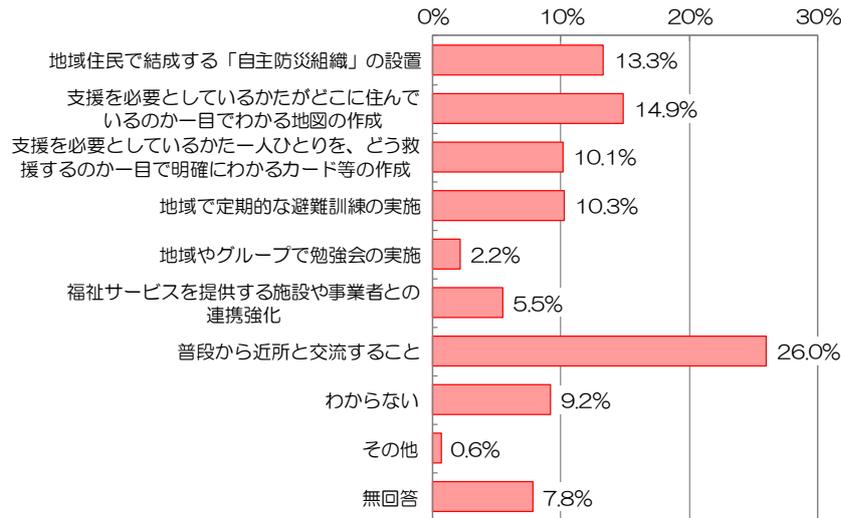
Q 地域行事やボランティア活動で「これならでき」「やってみたい」と思うものはありますか。



◎災害時・緊急時のことについて

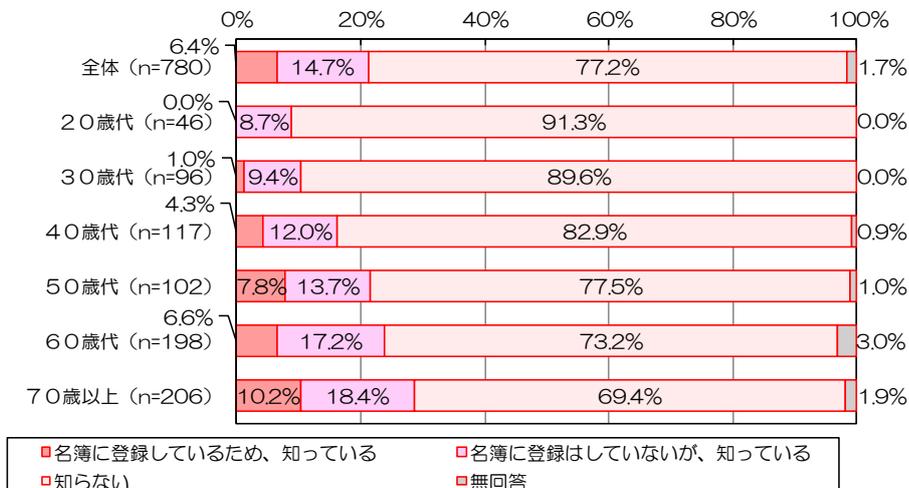
- 災害時や緊急時に住民同士が支え合う地域づくりに必要なものについては、「普段から近所と交流すること」が最も高い割合となっており、地域住民等が交流できる機会・場づくりを進めることが必要です。また、定期的な避難訓練の実施や自主防災組織の結成などにより住民同士や関係機関が連携することや、地図やカードづくり等を通じて、支援を必要としている人が「どこに住んでいるのか」を把握し「どう救援するのか」を情報共有し、機能させることが必要です。

Q 災害時や緊急時において、住民どうしが支え合う地域づくりをするためには何が必要だと思いますか。



- ひとり暮らし高齢者や要介護認定者・障がい者など、災害時に自ら避難することが困難なかたの避難支援を推進するための「避難行動要支援者名簿」の認知度は、すべての年代で低い割合となっています。制度の周知をより充実させるとともに名簿登録者数を増やしていき、支え合いによる安心な地域づくりが必要です。

Q 市役所が保有している「災害時避難行動要支援者名簿」をご存じですか。

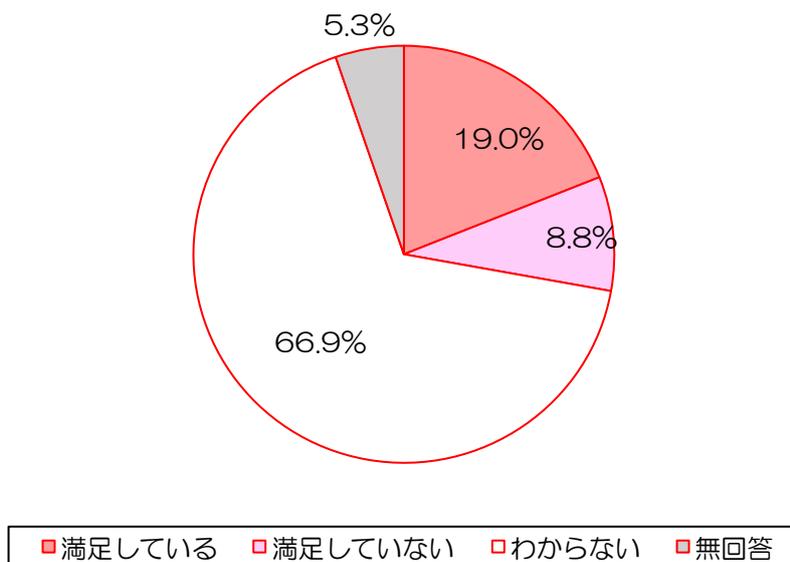


◎地域福祉サービスの充実について

- 市の福祉サービスについては、「満足している」と回答した割合が約 2 割だったのに対して、「わからない」と回答した割合は約 7 割とかなり高いことが分かりました。原因の一つとして、住民自身や家族が利用していない福祉サービスの内容などは、認知されていないことが考えられます。

今後は、どの世代の住民にも福祉サービスを認知してもらうための情報発信や施策の実施、利用しやすいサービスの展開が必要です。

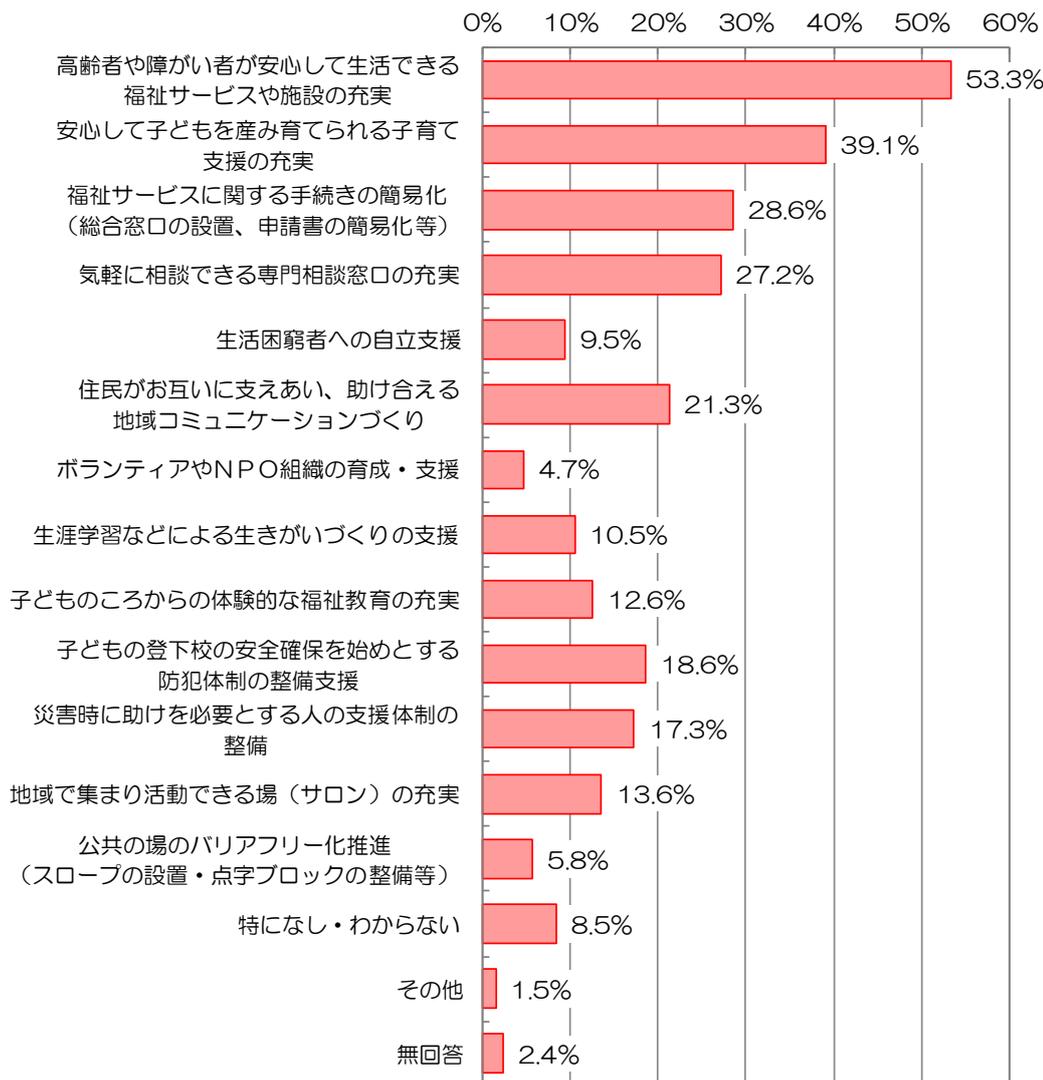
Q 那珂市における各種福祉サービスに満足していますか。



- 今後重点的に取り組んでほしい福祉サービスとして、対象別計画にて推進している高齢者・障がい者・子どもに対する施策に加えて、「福祉サービスに関する手続きの簡素化」「気軽に相談できる専門窓口の設置」などのニーズがあることがわかりました。

今後は、対象別計画に基づく施策の展開を図りながら、市民の誰もが気軽に相談でき、包括的な支援が受けられる総合的・専門的な体制の整備が必要です。

Q 福祉の充実のために、市に重点的に取り組んでほしいものは何ですか。



第3章 計画の理念と目標

第1節 基本理念

「第2次那珂市地域福祉計画」では、「お互いを認め合い支え合い、誰もが安心して豊かに暮らせるまち 那珂市」を基本理念に掲げ、支援が必要な高齢者や障がい者・子育て家庭などのほか、誰もが住み慣れたまちで安心して豊かに暮らせる地域を実現するため、一人ひとりが福祉に対する意識を高めるとともに、地域社会におけるネットワークづくりや日常生活での福祉活動の支援および機能の充実を図ってきました。

今回、本計画の策定に先立ち、「第2次那珂市総合計画」の基本構想（2018（平成30）年度～2027年度）、基本計画（前期：2018（平成30）年度～2022年度）が策定され、“市の将来像”を「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」、保健・医療・福祉分野における“まちづくりの基本理念”を「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」、 “施策の大綱”を「やさしさにあふれ 生きがいの持てるまちづくり」と定められました。

県においても、「茨城県地域福祉支援計画」を策定し、計画の目標を“誰もが地域の一員として、ともに支えあい助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり”と定めています。

また、改正社会福祉法が2018（平成30）年4月に施行され、政府の掲げる「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現のための変更が行われました。市民は、地域福祉の推進の主体として“地域住民等※”と明確化され、受け身ではなく協働での関与や、課題解決のため支援関係機関などと連携することが求められるようになりました。市町村に対しても、課題解決のための支援が包括的に行われるよう、体制の整備が求められています。

誰もが住み慣れた那珂市で安心して暮らしていくためには、一人ひとりが福祉の主人公という自覚を持ち、それぞれの個性を發揮しながら地域で助け合って課題を解決していく仕組みが必要となっています。

本計画では、これらのことを踏まえ、前計画からの理念や考えかたを継承しつつも、関係法令や市総合計画・福祉関係計画との整合を図りながら、以下のとおり新たな基本理念を掲げました。

※地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者

誰もが輝き
やさしさと支え合いで
安心して暮らせるまちへ

第2節 基本目標

基本理念の実現のため、以下の4つを基本目標として掲げます。

基本目標1 思いやりの心を育み、地域で輝けるための環境づくり

すべての人が輝き安心して暮らせるためには、身近な人からの理解や助け合い、市民一人ひとりが個性を生かし、地域に貢献できる場が必要となるため、福祉教育や生涯学習の推進、多くの市民がボランティアなどの活動に身近に参加できる環境づくりを目指します。

基本目標2 地域のつながりの強化

皆が強くつながることで助け合いを促進するだけでなく、複雑な課題などを解決するために多機関で連携の取れる体制づくりを推進します。

基本目標3 安心の暮らしづくり

住み慣れた地域で、誰もが安全に安心して生活するため、生活環境の充実以外にも、災害に対する体制を十分整えることや、普段から地域の結びつきを強くし、犯罪などが起きにくいまちづくりを目指します。

基本目標4 包括的な支援体制の充実

複雑化・多様化している地域生活課題については、縦割りによる福祉サービスではなく、自立までを総合的に支援をしていくための新たなサービスの構築や現行制度の拡充などが必要です。その実現のため、各種福祉サービスを組み合わせるための連携体制の構築や、課題を総合的に受け止める場づくりを目指します。

第3節 施策の体系

本計画では、基本目標達成のため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて、体系化を図ります。また施策を実施するための基本事業の中から重点事業を設定します。

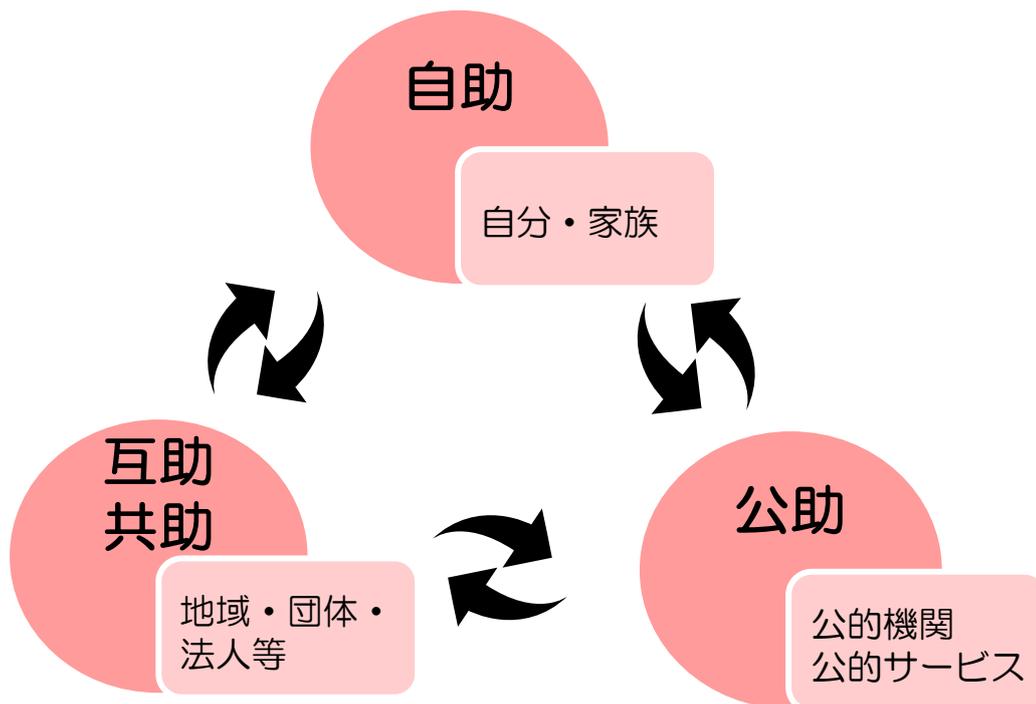
基本理念	基本目標	施策の体系	重点事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが輝き やさしさと支え合い 安心して暮らせるまちへ</p>	1. 思いやりの心を育み、地域で輝けるための環境づくり	① 交流のきっかけづくり	広報事業・情報発信力強化事業 協働のまちづくり推進事業
		② 心のバリアフリー・福祉教育の推進	障害者差別解消促進事業 福祉学習・体験の充実
		③ 生涯学習の充実・参加の促進	ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援
		④ ボランティア活動の啓発・推進	ボランティア市民活動の相談支援 ボランティア市民活動に関する情報提供
	2. 地域のつながりの強化	⑤ 居場所づくりの推進	地域子育て支援センターつぼみの運営 テーマ性の高い居場所づくりの推進
		⑥ 社会参加しやすい環境づくり	協働のまちづくり推進フォーラムの開催 協まち・カフェ事業
		⑦ 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援	民生委員・児童委員活動への支援 市民活動団体などへの支援
		⑧ 地域で支え合うネットワークづくり	地域自立支援協議会の運営 高齢者ネットワーク会議の開催
	3. 安心の暮らしづくり	⑨ 見守りや声かけ運動の促進	民生委員・児童委員による見守り活動の支援 こどもを守る110番の家の推進
		⑩ 情報のバリアフリー化の推進	情報発信のバリアフリー化
		⑪ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進	利用しやすい移動手段の確保 公共施設の整備 道路などの整備
		⑫ 計画的な福祉施策の推進	地域福祉計画の推進 障がい者プランの推進 子ども・子育て支援事業計画の推進 高齢者保健福祉計画の推進 健康増進計画の推進
		⑬ 要援護者を支える体制づくり	避難行動要支援者支援制度の周知 地域支援者との連携
		⑭ 災害や犯罪に強いまちづくりの推進	自主防災組織などの育成・支援 防災・防犯マップづくりの支援
	4. 包括的な支援体制の充実	⑮ 地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応	民生委員・児童委員との連携強化 自立相談サポートセンターの設置・運営支援
		⑯ 柔軟で総合的・専門的な対応が取れる体制づくり	多機関協働による窓口の設置・運営支援 自立相談サポートセンターの充実
		⑰ 地域福祉における新たな担い手の創出	民生委員・児童委員活動の支援 協議体の活性化に向けた支援

第4章 施策の展開

地域福祉の向上には、公的な制度・サービスだけでなく、地域住民等をはじめとする担い手が、それぞれの役割の中で関係を構築し、地域全体が連携することが重要です。

また、国が地域福祉向上のために目指す「地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」いわゆる「地域共生社会」の実現のため、本計画では、多種多様化する福祉や介護ニーズ、新たな課題に対応するため、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせ、地域福祉の向上や課題解決に向け、適切かつ効果的に施策を展開・実施していきます。

- 「自助」・・・住民一人ひとりが豊かな生活を送るために努力すること
- 「互助・共助」・・・地域住民等が豊かな地域づくりに協力・協働すること
- 「公助」・・・法律や制度に基づき、行政機関などが提供するサービスなど



※厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの定義では、「自助」、「互助」（ボランティア、自治組織の活動）・「共助」（社会保険、介護保険のような制度及びサービス）、「公助」の4つに区分されていますが、「互助」「共助」の相互に支え合っているという観点においては共通し、一体性があると考えられることから、本計画では「互助・共助」として記載しています。

1 自助

市民一人ひとりが地域福祉の主人公としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、ともに手を取り合い、積極的に地域の課題に取り組んでいく役割を担います。

2 互助・共助

○ 市民自治組織

自治会、地区まちづくり委員会など地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくための自主的な取り組みを展開していく役割を担います。

○ ボランティア・NPO 法人・市民活動団体など

ボランティア、NPO 法人、高齢者クラブ、子ども会など各種団体が連携し、地域の問題に対応していく役割を担います。

○ 福祉サービス事業者

福祉サービスの提供者として、地域の多様なニーズに応えることが求められています。

また、利用者の自立支援、利用者の保護、サービス情報の提供や公開など総合的なサービスを提供する役割を担います。

○ 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などへの福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者への支援など、行政や関係機関などと市民をつなぐパイプ役としての役割を担います。

○ 市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり、社会福祉事業の企画・実施、事業に関する調査・普及・周知・連絡・調整・助成、社会福祉活動への住民参加の援助などを行う役割を担います。

3 公助

公的機関は、地域の多様なニーズの把握に努めるとともに、地域住民等と連携を強化しながら施策の展開を図るとともに福祉活動を支援する役割を担います。

基本目標1 思いやりの心を育み、地域で輝けるための環境づくり

施策の体系① 交流のきっかけづくり

■現状と課題

近所付き合いが希薄となっている昨今、自治会への加入率、子ども会や高齢者クラブへの加入率、市民活動団体などの活動への参加率の低下が懸念されています。アンケート調査でも、住民同士が支え合う地域づくりを進めるためには、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が必要という結果となりました。このため、交流のきっかけをつくり、地域住民等がともに支え合う地域づくりを目指します。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○家族の絆を深めましょう。○お互いに顔見知りとなれるよう、あいさつや声かけをしましょう。○自治会へ積極的に加入しましょう。○地域の行事やイベントなどの情報を収集し、積極的に参加しましょう。
互 助	<ul style="list-style-type: none">○住民同士が出会う機会をつくりましょう。○参加しやすい地域内の行事や活動に取り組んでいきましょう。○世代間交流が推進されるよう、交流の様子などを市民に対して発信していきましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○広報紙やホームページ、SNS※などを通じて、地域住民等の交流のきっかけとなる情報発信を強化します。○まちづくりリーダー養成講座、協働のまちづくり推進フォーラムを通じて、意識の啓発や、地域の交流のきっかけづくりのできる人材を育成します。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上の交流を通して、友人・知人間はもとより、「友人と友人」といった新たなネットワークを構築できるサービスです。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆広報事業・情報発信力強化事業（秘書広聴課） 市民が交流の場へと参加するためのきっかけづくりのため、「広報なか」や「広報なかおしらせ版」、「ホームページ」や「情報メール一斉配信サービス（メールマガジン）」、SNS などを通じて市のイベント情報などを広く発信します。</p> <p>☆協働のまちづくり推進事業（市民協働課） 地域の課題の共有や、意見・情報交換の場の提供のため地区まちづくり委員会委員長連絡会議を定期的に行うとともに、地域の課題解決に向け、まちづくり協議会で企画立案された協働事業を実施することで、市民との協働のまちづくりを推進していきます。また、まちづくりリーダー養成講座・協働のまちづくり推進フォーラムを開催し、人材育成に努めます。</p>
	基本事業	<p>○市民活動センター運営支援（市民協働課） 各種活動支援や制度の紹介などの情報提供を行い、市民活動の支援に努めます。</p> <p>○市民活動支援事業（市民協働課） 市民活動を支える市民活動補償制度の実施や、市民活動支援事業補助金の交付を行うことで、市民活動団体などの自主的な活動を支援していきます。</p>
社会福祉協議会の 実施事業	基本事業	<p>○居場所の設置促進 誰もが気軽に集うことのできる場づくりを進めることで、交流のきっかけをつくります。</p> <p>○世代間交流活動の支援 広報紙、ホームページでの世代間交流事業の活動紹介や、イベント用品の貸出、活動人材の紹介を通じて、地域内での交流事業を活性化し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。</p>

施策の体系② 心のバリアフリー・福祉教育の推進

■現状と課題

地域で誰もが分け隔てなく暮らしていくには、お互いを理解することが第一歩です。そのためには、地域福祉とは何か、生活課題の解決方法などの基本的な福祉教育を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○年齢や障がいなどを気にせず、同じ地域に住む仲間として、地域活動や行事に、積極的に参加しましょう。○人権や福祉に関するセミナーなどに、積極的に参加しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○地域活動や行事への参加を呼びかけましょう。○権利擁護など福祉について考える機会をつくりましょう。○自治会活動やイベントなどの地域活動を通じて、お互いの理解を深める機会をつくりましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○障がい者が、日常生活などで感じた「社会的障壁」を除去できるよう、広く市民の理解を深めるための研修会などを開催します。○さまざまな生活課題による虐待防止や差別を解消するため、市民が福祉教育を受ける機会を提供します。○成年後見制度に関する学習会や広報を実施し、権利擁護に関する情報や考えかたについての学びの場を提供します。○出前講座や各種講演会などを実施し、地域福祉に関する情報や考えかたについての学びを広めます。○小中学校において、福祉施設への訪問や地域での奉仕活動など、体験活動を実施し、人権や福祉に関する学びを深めます。○人権教育研修会の開催や、社会における徳育、福祉に関する学習・体験活動を推進します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆障害者差別解消推進事業（社会福祉課） 市職員や、市民・事業者を対象に研修会などを実施し、障がいを理由とした差別のない社会を目指します。</p> <p>☆福祉学習・体験の充実（学校教育課） 小中学校において、人権や福祉に関する学習や福祉施設への訪問などの体験活動を実施します。</p>
	基本事業	<p>○出前講座・講演会の実施（関係各課） 地域福祉についての学びを広める出前講座や各種講演会を実施します。</p> <p>○市民後見人制度の普及促進 （社会福祉課・介護長寿課）【新規】 市民後見人制度に係る研修会を実施します。</p> <p>○人権関係の講演会の実施（生涯学習課） 人権関係の講演会を実施するとともに、人権関係の研修会への参加を促進します。</p>
社会福祉協 議会の実施 事業	基本事業	<p>○障がい者への理解促進・意識啓発 障がい者差別解消並びに虐待防止に関する、意識啓発のための研修を実施します。</p> <p>○交流プログラムの企画実施 夏休みボランティア体験による交流プログラムや、学校などでの福祉体験学習などを通じて、心のバリアフリーを推進します。</p>

施策の体系③ 生涯学習の充実・参加の促進

■現状と課題

すべての住民などが地域福祉の担い手として輝けるよう、地域の人材の活用・育成を支援することが重要です。また、一人でも多くの方が福祉に関心を持ち、自ら積極的に行動することができるよう地域福祉やボランティアについての学習機会を充実させることも必要です。

さまざまな活動を通じて、お互いを支え合う意識や地域福祉を実践する力を育んでいくことができるよう支援します。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○地域の中で、それぞれが得意分野を生かした各種活動に積極的に参加しましょう。○自分の得意なことで地域に貢献しましょう。
互 助	<ul style="list-style-type: none">○ニーズがある分野など、さまざまな講座を開催し生涯学習についての理解を広めましょう。○健康など、多くの地域住民にとって共通する分野の講座を開催しましょう。○介助講座など、<u>ノーマライゼーション</u>※の社会を実現するための生涯学習を充実しましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○高齢者の豊富な知識や経験・技術を生かすことができる場を設け、若い世代との交流を進めるとともに、高齢者自身の社会参加を促すシステムづくりに努めます。○地域での交流や気軽な助け合いが広がるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、地域の人材の育成や活用を進めます。○レクリエーション・文化・スポーツ活動に気軽に参加できるよう、生涯学習の機会充実を図ります。

※ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考えかたです。

■実施事業

市の 実施事業	基本事業	<p>○シルバー人材センターの運営支援（介護長寿課） シルバー人材センターの運営を支援することで、高齢者の生きがいづくりの機会を増やします。</p> <p>○認知症サポーター養成講座（介護長寿課） 地域住民等に対し、認知症サポーター養成講座を実施することで認知症への理解を深めます。</p> <p>○生涯学習教室などの開催（生涯学習課） 文化・スポーツ活動など、市民が気軽に参加できる学習の機会の充実に努めます。</p>
	重点事業	<p>☆ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援 ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援を通じて、地域住民の社会参加を促進します。</p>
社会福祉協 議会の実 施事業	基本事業	<p>○身近な暮らしの出前講座による住民の活動支援 出前講座を通じ、住民のもつ能力を地域コミュニティづくりに活かすとともに、役割を持った社会参加を進めます。</p>

施策の体系④ ボランティア活動の啓発・推進

■現状と課題

自分自身の住む地域をよりよくするための活動や、多様な分野における市民活動やボランティア活動などへの市民の参画を促進します。また、地域における活動が自主的かつ継続的に展開されるようリーダーとなる人材を育成します。

アンケート調査では、福祉分野のボランティアをやってみたいと思う市民も一定程度いることから、実際にボランティア活動に参加してもらえるよう広く情報を発信します。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○地域で行われているさまざまな市民活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。○誰もが参加しやすい市民活動やボランティア活動のありかたや仕組みについて、皆で考えましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○市民活動団体やボランティア団体向けに研修会を行い、団体が活動の幅を広げられるよう支援しましょう。○市民活動団体やボランティア団体同士の交流の場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう支援しましょう。○地域ニーズに合った活動がより推進されるよう、活発なボランティアの取り組みを広く紹介しましょう。○ボランティア団体支援に関する体制を見直し、活動の推進を強化しましょう。○市民活動やボランティア活動を行いたいというニーズを把握し、それに合わせた活動を推進しましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○自治組織や団体の活動状況など必要な情報を収集し、広く市民に発信し、市民活動やボランティア活動の啓発を行います。

■実施事業

<p>市の 実施事業</p>	<p>基本事業</p>	<p>○市民活動支援センターの運営支援（市民協働課） 市と市民の協働のまちづくりを推進するため、情報センター機能や相談窓口の機能、活動拠点機能を持った市民活動支援センターを設置し、市民活動団体を総合的に支援します。</p> <p>○市民活動団体の紹介（市民協働課） ホームページを通じ、市内の市民活動団体の活動目的や活動内容の情報提供などを実施します。</p>
<p>社会福祉協会の 実施事業</p>	<p>重点事業</p>	<p>☆ボランティア・市民活動の相談・支援 ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア・市民活動を推進します。</p> <p>☆ボランティア市民活動に関する情報提供 情報紙「あくしょん」や「インフォメーションブログ」などの情報提供を通じて、ボランティア・市民活動団体の活動を支援します。</p>
	<p>基本事業</p>	<p>○ボランティア養成研修の実施・継続的支援 ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。</p>

基本目標2 地域のつながりの強化

施策の体系⑤ 居場所づくりの推進

■現状と課題

地域で自分らしく暮らしていくためには、さまざまな立場の人が身近な範囲で悩みや不安を話せる場を広げていく取り組みが必要です。

高齢者、障がい者、子育て世帯など同じ課題を抱える人同士が気軽に立ち寄れる環境を整備し、互いにコミュニケーションをとり、思いやりや助け合うことができるような支援をしていきます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○一人で悩まず、交流の場に足を運び相談しましょう。○同じ立場にある人や、同じ悩みを抱えている人へ手を差し伸べ、助け合って解決しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○子育て中の親が集まれる場をつくることで、同じ悩みを持つ親同士がコミュニケーションを取りつつ、支え合いながら子育てできる環境を整備しましょう。○障がいをもった人も気兼ねなく出かけられる環境を整え、社会参加しやすい地域づくりを進めましょう。○子ども食堂を開設するなど、生活に困窮している子どもを見守りましょう。○高齢者が集まれる場をつくり、日常的にお互いの情報が確認できる環境をつくりましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○子どもの学習支援を実施し、誰もが学びやすい場を提供します。○地域の課題解決のために民間と協働して取り組むための仕組みづくりを進めます。○障がい者を相談員として配置するなど、障がいを持つ人が話をしやすい場や機会をつくります。○<u>地域活動支援センター</u>※を設置運営し、障がい者が通所し活動できる場を提供します。○地域子育て支援センターの運営を通じて、子育ての情報交換・悩みの解消・仲間づくり・子育てサークル活動などの場を提供します。○高齢者やその家族を対象とするサロンや家族介護教室・認知症カフェなどの事業を通じて、同じ悩みを持つ人同士が会う機会づくりを進めます。

※地域活動支援センター：障がいにより、働くことが困難な障がい者の日中の活動を支援する福祉施設です。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆地域子育て支援センターつぼみの運営（こども課）</p> <p>子育ての情報交換や悩みの解消、仲間づくり、子育てサークル活動などの場として、地域子育て支援センターを運営します。</p>
	基本事業	<p>○子どもの学習支援事業（社会福祉課）【新規】</p> <p>生活に困窮する生徒に対し、学びの機会や居場所を提供します。</p> <p>○地域活動支援センターの設置（社会福祉課）</p> <p>障がい者に創作的活動や生産活動の場を提供し、自立促進や生活の質の向上を図ります。</p> <p>○こども発達相談センターすまいるの運営（こども課）</p> <p>発達障がいなどによる悩み相談や支援を実施する場としてこども発達相談センターを運営します。</p> <p>○介護予防事業（介護長寿課）</p> <p>家族介護者教室の開催や、介護予防講話などを実施することで、家族介護をされるかた同士の交流や居場所づくりを支援します。</p> <p>○認知症カフェの設置・運営支援（介護長寿課）</p> <p style="text-align: right;">【新規】</p> <p>認知症のかたやその家族と地域の人など、誰でも参加できる集いの場の設置・運営を支援します。</p> <p>○教育支援センターの運営（学校教育課）</p> <p>さまざまな悩みをもつ子ども達の相談や、子育て・教育に関する保護者の相談の場として、教育支援センターを運営します。</p>

社会福祉協 議会の実施 事業	重点事業	<p>☆テーマ性の高い居場所づくりの推進</p> <p>さまざまな理由で暮らしづらさを抱えているかた同士が出会い、交流を通じて社会参加のステップアップができる場として、<u>テーマ性の高い居場所</u>※づくりを設置・促進します。</p>
	基本事業	<p>○居場所の設置促進（再掲）</p> <p>誰もが気軽に集うことのできる場づくりを進めることで、交流のきっかけをつくります。</p>

※テーマ性の高い居場所：精神・知的・発達障がい者などの社会参加促進、生活困窮・発達に不安のあるこどもの居場所など、対象者を限定した居場所のことです。

施策の体系⑥ 社会参加しやすい環境づくり

■現状と課題

本市では、福祉意識の向上に対する取り組みを行っていますが、依然として地域の中でのつながりは薄れつつあります。地域の行事を身近に感じ、参加することで地域の絆づくりにつながられるよう、誰でも気軽に地域活動や行事に参加できるきっかけづくりを支援していきます。

また、アンケート調査では、時間帯や活動内容が合えば参加しやすいと回答した人が多かったことから、ライフサイクルの多様化に対応した地域活動や行事を推進していくことが必要となっています。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○行政や社会福祉協議会が実施する人権や福祉に関する学習会に、積極的に参加しましょう。○色々な地域活動の情報を収集し、参加しやすい活動から積極的に参加しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○地域活動や行事への参加が少ない若年層などに対して、積極的に参加を呼びかけましょう。○地域活動に積極的に参加し、住民との交流や支え合いのある地域づくりをしていきましょう。○多様なライフサイクルに対応できる、新しい地域活動を考えましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○地区まちづくり委員会や自治会と協働して、市民一人ひとりにまちづくりを担う意識が育つよう啓発を行い、地域コミュニティの活性化と地域におけるまちづくり活動を支援します。○障がい者交流事業を実施し、障がい者、介護者、ボランティアの相互交流および社会参加の機会を提供します。○身体障がい者スポーツ大会などへの参加促進を行うことで、障がい者がスポーツを通して、社会参加や他者との交流の場を提供します。○障がい者が日常生活や社会生活が快適に送れるよう、障がい者およびその家族、地域住民による自発的な取り組みを支援します。○障がい者の地域における自立した生活支援と社会参加を促進します。○高齢者クラブの活動を通じて、高齢者の経験・技能を生かした活動が出来るようサポートします。○各種施策を、多様なライフサイクルを前提としたものに見直します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆協働のまちづくり推進フォーラムの開催 (市民協働課)</p> <p>フォーラムを通じて、市民と行政の協働の重要性について啓発を行います。</p> <p>☆協まち・カフェ※事業(市民協働課)</p> <p>誰でも気軽に立ち寄れる場を通して、多様な団体がまちづくりに取り組んでいることを広く市民にPRし、まちづくりに対する理解を深め、より多くの市民が参加できるきっかけを提供します。</p>
	基本事業	<p>○障がい者交流事業(社会福祉課)</p> <p>「つながるカフェ」にて、地域活動支援センターの紹介や、参加者同士の交流を行います。</p> <p>○障がい者スポーツ大会の支援(社会福祉課)</p> <p>各種スポーツ大会への参加促進を目的に、送迎・運営・活動支援などを行います。</p> <p>○障がい者移動支援事業(社会福祉課)</p> <p>障がい者の日常生活や地域への参加を促進するため、外出時の介助などの移動支援を行います。</p> <p>○高齢者クラブ補助(介護長寿課)</p> <p>高齢者クラブなどに活動費の補助を行うことで、地域参加を推進します。</p>
<p>※協まち・カフェ：コミュニティセンターや地区交流センターなどを会場にして、コーヒーとお菓子を楽しめるカフェを当日限定でオープンし、地区内で活動している市民自治組織や市民活動団体が、会場内に展示したポスターなどを使いながら、来場者に日頃の活動を紹介するというもので、市と地区まちづくり委員会の共催で行う事業です。</p>		
社会福祉協 議会の実施 事業	基本事業	<p>○ボランティア養成研修の実施・継続的支援(再掲)</p> <p>ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。</p> <p>○ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援(再掲)</p> <p>ふれあいいきいきサロンの設置・運営支援を通じて、地域住民の社会参加を促進します。</p> <p>○身近な暮らしの出前講座による市民活動の支援 (再掲)</p> <p>出前講座を通じ、住民のもつ能力を地域コミュニティづくりに活かすとともに、役割を持った社会参加を進めます。</p>

施策の体系⑦ 市民活動団体、ボランティア団体の活動支援

■現状と課題

福祉ニーズが複雑・多様化するなか、地域住民等による自主的な福祉活動への期待はますます大きくなっています。地域住民等が皆で支え合い安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民活動団体やボランティア団体などに対する支援が必要です。本市では市民活動団体やボランティア団体が円滑に活動できるよう支援を行っております。今後は活動の中心を担う福祉人材や市民活動団体やボランティア団体の育成・確保に取り組むとともに、地域において福祉の充実を図るため、地域住民のニーズを捉え、多様なサービスや地域づくり活動などを展開している市民活動団体やボランティア団体などの活動の支援を継続していきます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○地域で行われているさまざまな市民活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力しましょう。(再掲)○誰もが参加しやすい市民活動やボランティア活動のありかたや仕組みについて、皆で考えましょう。(再掲)○学校などが実施する福祉体験、市民活動やボランティア活動に協力しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○市民活動団体やボランティア団体の支援を、より強化できるよう体制の見直しをしましょう。○市民活動団体やボランティア団体同士が交流できる場を設けることで、連携・協働による活動が行えるよう取り組みを進めましょう。(再掲)
公 助	<ul style="list-style-type: none">○市民活動団体やボランティア団体の活動を支援します。○市民自治組織および市民活動団体に対して、活動に必要な情報の収集・提供、活動に対する助言・相談、活動に必要な備品の貸し出しなどの支援を実施するとともに、市民活動支援センターの機能の充実に努め、適切かつ円滑な運営ができるよう支援します。○地域コミュニティが自主的・主体的にまちづくりを進められるよう、地区まちづくり委員会の拠点施設である地区交流センターの維持管理を適切に行います。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆民生委員・児童委員の活動支援（社会福祉課） 民生委員・児童委員活動支援のため、運営に係る費用を一部補助するとともに、活動に対する助言や資質向上のための研修会などを実施します。</p> <p>☆市民活動団体などへの支援（市民協働課） 市と市民による協働のまちづくりを推進するため、市民活動の設立および自立促進を支援します。また、市と市民による協働の先進事例となる事業に対して助成を行います。</p>
	基本事業	<p>○市民団体やボランティア団体への補助（社会福祉課） 市民団体やボランティア団体を支援するため、運営に係る費用一部を補助します。</p> <p>○市民活動補償制度の実施（市民協働課） 安心して市民活動に取り組めるよう市民活動中の事故や怪我に対する補償制度を実施します。</p> <p>○市民活動支援センターの運営支援（市民協働課）（再掲） 市と市民の協働のまちづくりを推進するため、情報センター機能や相談窓口の機能、活動拠点機能を持った市民活動支援センターを設置し、市民活動団体を総合的に支援します。</p> <p>○地区交流センターの活用支援（市民協働課） 地区交流センターの管理を地区まちづくり委員会に委託し、地域の状況に応じて活発に活用できるよう支援します。</p>
社会福祉協 議会の実 施事業	基本事業	<p>○ボランティア市民活動の相談・支援（再掲） ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア・市民活動を推進します。</p> <p>○ボランティア市民活動に関する情報提供（再掲） 情報紙「あくしょん」や「インフォメーションブログ」などの情報提供を通じて、ボランティア・市民活動団体の活動を支援します。</p>

施策の体系⑧ 地域で支え合うネットワークづくり

■現状と課題

市民活動団体やボランティア団体が、他の団体と協力し合うことで、より多くの住民の課題を解決できるようになったり、より困難な問題を解決できるようになります。

市では、地域福祉を推進するため、関係機関によって構成するネットワーク会議を設置し、意見や情報交換を行うことで連携を図ってきました。

今後、さらに多くの団体が交流し、それぞれが考える課題を話し合い、協力し合い、市民一人ひとりが適切な支援が受けられるようなネットワークの充実を目指します。

■取り組むべきこと

自 助	○地域の課題に対して、地域の皆と話し合い、協力して解決していきましょう。
互 助 共 助	○平常時・災害時を問わず機能するネットワークを構築し、要援護者が安心して暮らせる環境づくりを進めましょう。 ○福祉事業者が会うことのできる場を設け、福祉事業者同士が連携できる環境づくりを進めましょう。 ○他の活動団体などとコミュニケーションを取り、協働して課題解決へ取り組み、助け合う関係を築きましょう。
公 助	○さまざまな地域課題を、住民・住民参加の組織・行政などが連携・協力して解決していくための仕組みづくりを行います。 ○さまざまな団体や機関との連携、交流および情報交換を支援します。 ○地域の課題や福祉ニーズについての検討、個別ケースについての協議、関係機関のネットワークの構築・充実を目指します。 ○新たに福祉サービスが必要となる人を早めに把握できる体制を整えるとともに、必要に応じて適切な福祉サービスの利用を促進します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆<u>地域自立支援協議会</u>※の運営（社会福祉課） 障がいに関する、地域自立支援協議会の運営を行うことで、地域関係機関のネットワークの構築、地域課題の検討などを実施します。</p> <p>☆高齢者ネットワーク会議の開催（介護長寿課） 高齢者の生活課題解決や地域課題を把握・検討するため高齢者ネットワーク会議を開催します。</p>
	基本事業	<p>○まちづくり協議会の開催（市民協働課） まちづくり委員会や市民活動団体間の交流や情報交換、連携を支援します。また、住みよいまちづくりに寄与する協働事業の企画立案、市のまちづくり施策を充実させるための施策提言を行います。</p> <p>○ひとり暮らしなど高齢者への支援（介護長寿課） 高齢者台帳に記載されている人の中で、援助を必要とする高齢者を把握し、福祉サービスなどの利用につなげます。</p> <p>○地域包括支援センターの運営支援（介護長寿課） 地域包括支援センターの運営を支援することで、生活課題を抱える高齢者に対し、多機関と連携して適切な指導・支援を実施します。</p>

※地域自立支援協議会：障がい福祉に携わる機関・団体・行政が連携し、相談支援の円滑な推進を図り、地域における障がい児および障がい者の福祉の向上を図るとともに、関係機関のネットワークの構築強化のために設置された組織です。

社会福祉協議会の 実施事業	基本事業	<p>○見守りネットワークの構築 地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。</p>
------------------	------	--

基本目標3 安心の暮らしづくり

施策の体系⑨ 見守りや声かけ運動の促進

■現状と課題

家族や地域住民同士のつながりが弱くなっているなかで、それぞれが抱えた課題が周囲から気づかれにくいという状況もあります。地域においては、高齢者のみならず、子どもや障がい者などの見守りを必要とする人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関による見守りや声かけ運動が必要です。

今後は、住民同士がともに支え合う地域づくりのため、地域の見守り活動への住民参加の推進、見守りなどの必要性の啓発をしていきます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか、日頃から注意しましょう。○民生委員・児童委員の見守りや声かけに協力しましょう。○日頃の買い物や散歩など、近所への外出の時間帯を、小学生の下校時間に合わせるなど、地域の見守りとなるよう、暮らしかたを工夫しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○見守りや声かけの啓発を行いましょう。○要援護者への戸別訪問時や、子育てサロンの時などに、それぞれの生活課題を把握しましょう。○事業の運営を通して、利用者の生活課題の把握に努めましょう。○生活課題のある人に対して、見守りや声かけなどを通して、課題が発生してもすぐに気づける体制を整えましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○民生委員・児童委員や地域包括支援センターによる訪問や見守りを通して、日頃から顔の見える関係づくりを進めます。○要援護者の把握に努めるとともに、状況確認に対する理解を促します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆民生委員・児童委員による見守り活動の支援 (社会福祉課)</p> <p>通学路におけるあいさつ運動や防犯パトロール活動、ひとり暮らし高齢者などの把握や見守り活動を支援します。</p> <p>☆こどもを守る110番の家の普及推進(学校教育課)</p> <p>子どもを犯罪から守るため、緊急避難場所の設置を支援します。</p>
	基本事業	<p>○安否確認訓練の実施(防災課)</p> <p>社会福祉協議会の実施事業である、あん・しん・ねっと事業のネットワークにて、安否確認訓練を実施し、災害時の見守り機能の強化を図ります。</p> <p>○包括的支援事業(介護長寿課)</p> <p>必要に応じ、地域包括支援センターと民生委員・児童委員が自宅訪問し、課題があるケースについては、ケース会議を行うなど課題解決に努めます。</p>
社会福祉協議会 の実 施 事 業	基本事業	<p>○見守りネットワークの構築(再掲)</p> <p>地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。</p> <p>○世代間交流活動の支援(再掲)</p> <p>広報紙、ホームページでの世代間交流事業の活動紹介や、イベント用品の貸出、活動人材の紹介を通じて、地域内での交流事業を活性化し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。</p>

施策の体系⑩ 情報のバリアフリー化の推進

■現状と課題

福祉に関する情報があっても、必要な人に適切に届かなければ問題の解決につながりません。市においては、広報紙やホームページ、SNSなど、さまざまな手段で情報発信を行っていますが、どの手段が使いやすいかは、市民それぞれの事情によって異なります。障がいの有無などに関わらず、すべての市民に福祉の情報が適切に届くよう、さまざまな手段を通じた情報発信を今後も継続して取り組んでいきます。

また、アンケート調査では、市の福祉に関する情報の入手方法として広報紙が最も多い結果となっているため、広報紙での情報発信の充実に加え、利用者にとってより利用しやすい情報提供についても検討していきます。

■取り組むべきこと

自 助	○誰にでも分かりやすい情報発信や、情報提供方法について工夫しましょう。
互 共 助 助	○福祉に関する情報を収集整理し、周知することで、地域ニーズにあった福祉サービスが提供できるような取り組みを進めます。 ○利用者それぞれに利用しやすい情報の提供方法があることを念頭に、色々な情報発信ツールの使用を検討しましょう。
公 助	○障がいの有無などに関わらず、さまざまな提供方法により情報を発信します。 ○障がい者となったかたに対し、「障がい者のしおり」などの資料を配布し、利用できる制度について説明します。 ○点字資料購入の助成を行い、意思疎通を図ることに支障がある障がい者のための支援を行います。 ○電話やファックス、メールによる相談に응じるとともに、個別に対応が必要なかたには、訪問による相談を行います。 ○「なか子育て支援ガイドブック」を作成し、子育て支援情報を広く住民に発信します。 ○地域相談の窓口として、地域包括支援センターの認知度向上を図るため、利用者への周知を行います。 ○多様な方法による情報提供を検討します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆情報発信のバリアフリー化（秘書広聴課）</p> <p>アクセシビリティ※の強化や情報の整理・更新などを通して、市民の誰もが利用しやすい情報発信を行います。</p>
	基本事業	<p>○障がい者支援のための制度の紹介（社会福祉課）</p> <p>障害者手帳の交付を行う際や希望者に対し、しおりの配布や制度の説明を行います。</p> <p>○障がい者への意思疎通支援（社会福祉課）</p> <p>手話通訳者や要約筆記者の派遣の利用を促進し、障がい者の意思疎通を円滑にします。</p> <p>○相談支援事業（社会福祉課）</p> <p>電話・ファックス・メールなどの相談に応じたり、訪問による相談支援を実施し、情報提供を行います。</p> <p>○民生委員・児童委員活動の周知（社会福祉課）</p> <p>民生委員・児童委員活動について広く市民への周知を図ります。</p> <p>○子育てガイドブックの作成（こども課）</p> <p>手当や制度、手続きなどの情報を保護者が必要な時に入手できるよう、母子手帳交付時や各種相談窓口での配布、ホームページから電子配信を行います。</p> <p>○地域包括支援センターの周知（介護長寿課）</p> <p>地区まちづくり委員会、自治会、金融機関、コンビニなどに地域包括支援センターのパンフレットを配布し、広く市民への周知を図ります。</p> <p>○高齢者おたすけ帳の作成（介護長寿課）</p> <p>高齢者に必要な医療・介護・福祉サービスなどの情報を取りまとめて作成し、周知を行います。</p>
<p>※アクセシビリティ：年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。</p>		
社会福祉協 議会の実施 事業	基本事業	<p>○ニーズに合わせた広報活動の実施</p> <p>情報に対する多様なニーズに適切に対応出来るよう、課題を把握しニーズに合った情報発信手段の検討を行います。</p> <p>○情報提供手段に関する研修の実施</p> <p>情報の伝えかたなどに関する研修会を行い、多くのかたが情報の適切な発信手段について理解できるようにします。</p>

施策の体系⑪ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進

■現状と課題

バリアフリーやユニバーサルデザインの考えかたは、社会に浸透しつつありますが、十分に認知されていない現状です。ユニバーサルデザインに基づいた社会生活の基盤づくりは、誰もが参加できる地域づくりにとって大切です。

今後、バリアフリーやユニバーサルデザインの周知や整備を進め、市民の理解を深めていきます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○地域における危険な箇所や不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握しましょう。○必要に応じて、補修や改善が必要な場所を身近な人に相談しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○地域における危険な箇所や不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握し、地域でできる補修や改善を行いましょ。○地域で解決できない場所を行政に報告しましょ。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通をはじめとする公共交通の運行、タクシーの利用助成を行います。また、必要に応じて、より利便性の高いサービス提供方法を模索します。○ユニバーサルデザインの周知や社会生活の基盤づくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境などを整備するという考えかたです。

■実施事業

市の事業の実施	重点事業	<p>☆利用しやすい移動手段の確保 （政策企画課・社会福祉課）</p> <p>デマンドタクシーをはじめとする公共交通の利便性の向上を図るとともに、タクシー利用助成や運転免許の自主返納者への共通利用割引券の交付を通して、移動手段の確保を行います。</p> <p>☆公共施設の整備（関係各課）</p> <p>公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を目指します。</p> <p>☆道路などの整備（土木課・都市計画課）</p> <p>バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を元に、道路や公園整備を計画的に行います。</p>
	基本事業	<p>○バリアフリー・ユニバーサルデザインの周知 （社会福祉課）</p> <p>ホームページや SNS などを利用し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えかたなどを周知します。</p>
社会福祉協議会の事業の実施	基本事業	<p>○バリアフリー・ユニバーサルデザインの理解促進</p> <p>学校などにおいて、バリアフリー・ユニバーサルデザインの理解促進の取り組みを行い、住民に対する福祉教育を推進します。</p>

施策の体系⑫ 計画的な福祉施策の推進

■現状と課題

課題を抱える地域住民が地域で安心して暮らすことができ、支援を必要としている人が必要な支援を適切に利用できるよう各分野の福祉サービスを充実します。高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などそれぞれの取り組みは対象別計画で推進しています。本計画とこれらの計画の連携を密にし、地域福祉の向上を図ります。

■取り組むべきこと

自 助	○市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、協働した地域福祉の推進に取り組みましょう。
互 助	○「那珂市地域福祉活動計画」および「那珂市社協発展・強化計画」に沿った活動を進めるとともに、適切な進行管理を行いましょう。 ○色々な主体と協働した地域福祉の推進に取り組みましょう。 ○各計画に基づき、福祉サービスの提供や事業を展開しましょう。
公 助	○福祉の総合的な計画として「地域福祉計画」を策定し、各種福祉施策を計画的に推進します。 ○「障がい者プラン」の施策を実施することにより、障がいをもった人も、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう計画的に支援します。 ○「子ども・子育て支援事業計画」の施策を実施することにより、子ども・子育て支援の取り組みを計画的に推進します。 ○「高齢者保健福祉計画」の施策を実施することにより、高齢者福祉を計画的に推進します。 ○「健康増進計画」の施策を実施することにより、子どもから高齢者までのすべてのかたが健康で生きがいを持って暮らせるよう計画的に支援します。

■実施事業

市の実施事業	重点事業	<p>☆地域福祉計画の推進（社会福祉課） 地域福祉計画推進委員会を開催し、市民アンケートなどによる市民意見をふまえた計画の策定および計画の進捗状況の点検・評価を行います。</p> <p>☆障がい者プランの推進（社会福祉課） 障がい者プラン推進委員会を開催し、市民アンケートなどによる市民意見をふまえた計画の策定および計画の進捗状況の点検・評価を行います。</p> <p>☆子ども・子育て支援事業計画の推進（こども課） 子ども・子育て会議を開催し、市民アンケートなどによる市民意見をふまえた計画の策定および計画の進捗状況の点検・評価を行います。</p> <p>☆高齢者保健福祉計画の推進（介護長寿課） 高齢者保健福祉計画推進委員会を開催し、市民アンケートなどによる市民意見をふまえた計画の策定および計画の進捗状況の点検・評価を行います。</p> <p>☆健康増進計画の推進（健康推進課） 健康増進計画推進委員会を開催し、市民アンケートなどによる市民意見をふまえた計画の策定および計画の進捗状況の点検・評価を行います。</p>
社会福祉協議会の実施事業	基本事業	<p>○地域福祉活動計画の推進 地域福祉活動計画に沿って活動が推進できるよう、実態の聞き取りやそれに伴う事業の見直し・開発など、計画の適切な進行管理を行います。</p>

施策の体系⑬ 要援護者を支える体制づくり

■現状と課題

災害などの緊急時において、すべての地域住民が安全に避難するには、支援の必要な人を地域や行政が日頃から把握し、適切な支援を実施することが大切です。

本市では、災害時自ら避難することが困難なかたで、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする避難行動要支援者※に対し、地域の中で避難などの手助けを素早く、安心して行われる体制づくりを進め、避難行動要支援者名簿への登録を案内してきました。

しかし、アンケート調査では避難行動要支援者名簿を知らなかった人が約 8 割おり、まだまだ周知がされていないことが分かりました。

今後は、広く避難行動要支援者支援制度の周知を行い、要援護者の情報共有や支援体制の確保に取り組むとともに、災害時の支援を円滑に行うため、普段からの関係づくりの充実に努めます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者支援制度について学びましょう。○支援が必要だと思う人は、避難行動要支援者名簿への登録を行いましょう。○防災訓練などに参加することで、災害時の救助方法についての情報を学び、非常時に備えましょう。
互 助	<ul style="list-style-type: none">○市防災課をはじめとする関係機関と協働し、災害時に機能するネットワークや支援体制を構築しましょう。○戸別訪問により、要援護者の状況を把握するとともに、災害時に必要な要援護者支援ネットワークづくりに取り組みましょう。○福祉避難所の意義を理解し、積極的な協力を検討しましょう。○避難行動要支援者支援制度を周知し、必要に応じて登録を呼びかけましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○避難行動要支援者支援制度の周知を図るとともに、対象者に対して積極的に登録を呼びかけます。○市内各施設と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。

※避難行動要支援者：災害発生時の避難などに特に支援を要するかたのことです。

■実施事業

市 実 施 事 業	重点事業	<p>☆避難行動要支援者支援制度の周知（防災課） 関係各課を通して、広く避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度の普及促進に努めます。</p> <p>☆<u>地域支援者</u>※との連携（関係各課） 要援護者のニーズに対応するため、地域支援者との連携を強化します。</p>
	基本事業	<p>○福祉避難所の確保（防災課） 災害時の要援護者の受入先として機能する福祉避難所を、市内各施設と協定を結び、確保します。</p> <p>○障害者手帳交付時の避難行動要支援者支援制度の周知（社会福祉課） 新規の障害者手帳取得者に対し、避難行動要支援者支援制度の趣旨説明を行い、登録を呼びかけます。</p> <p>○ひとり暮らし高齢者など台帳作成時および新規要介護認定者への避難行動要支援者支援制度の周知（介護長寿課） ひとり暮らし高齢者などに、避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけを行うとともに、新規要介護認定者に対して避難行動要支援者支援制度を案内します。</p>

※地域支援者：要援護者の近隣に居住するかたなどで、普段からの見守りや災害発生時の情報伝達および避難などの支援を行う人のことです。

社会福祉協 議会の実 施事業	基本事業	<p>○見守りネットワークの構築（再掲） 地域に暮らすひとり暮らし高齢者などを、同じ地域に暮らす住民同士が見守り、気になることが発見された際に、民生委員・児童委員や関係機関の協力によって必要な機関につなげることができるあん・しん・ねっと事業を推進します。また、災害時に平常時の見守りが活かせるよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センターとともに、安否確認のネットワークを構築します。</p> <p>○避難行動要支援者支援制度登録者への戸別訪問の実施 避難行動要支援者支援制度登録者の戸別訪問を行い、災害時の避難行動に関するスクリーニング調査※を行います。</p>
----------------------	------	--

※避難行動要支援者支援制度スクリーニング調査：災害時に設置する避難所に避難する手段や避難所での支援の必要性などについて判断する調査のことです。

施策の体系⑭ 災害や犯罪に強いまちづくりの推進

■現状と課題

災害などの緊急時の避難体制の確保や課題の解決には、住民同士の支え合いが必要です。本市では、地域の自主防災組織の設立の支援や、地域の安全は地域で守るという意識啓発を行ってきました。

また、アンケート調査では、住んでいる地域の避難所がどこにあるか知っていると答えた人が約8割おり、前回のアンケートと比べ高くなっています。

今後さらに避難体制の充実の確保に努めるとともに、防災に対する意識の向上や災害時の対応方法まで含めた実践的な防災活動の推進に努めていきます。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○日頃から要援護者の把握に努め、交流を深めましょう。○緊急時における出火防止や初期消火、救出援護、避難誘導などができるよう、地域や行政による訓練に積極的に参加しましょう。○日頃から防犯意識を持ち、地域の防犯対策に協力しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○防災・防犯マップの作成などを支援しましょう。○防災・防犯マップに基づき、災害などに弱い場所を把握し、地域での改善に努めましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○災害発生時の市民の暮らしを守るため、地域防災計画の実施を推進します。○防犯協会や警察と連携・協力し、防犯パトロールなど地域防犯活動を支援します。○自警団や学校における地域の活動を通じ、地域の安全は地域で守るという意識の啓発を行います。○地域住民の自主的な防災活動を支援することで、安心な地域づくりを推進します。○災害発生時の避難所を確保・運営します。○民生委員・児童委員の災害時活動が円滑に進むよう、活動内容を広く市民に周知していきます。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆自主防災組織などの育成・支援（防災課）</p> <p>自主防災組織や自警団を結成するよう自治会に働きかけます。また、自主防災組織がいざという時に適切に機能するよう、防災訓練などの支援を行います。</p>
	基本事業	<p>○那珂市防災会議の運営（防災課）</p> <p>市における災害発生時の対応マニュアルである「那珂市地域防災計画」を策定し、計画的に推進します。</p> <p>○防犯キャンペーンの実施（防災課）</p> <p>広く市民の防犯意識を啓発する目的で、防犯キャンペーンを実施します。</p> <p>○避難所の運営（保健福祉部）</p> <p>災害時において、関係機関と連携を取りながら避難所を確保するとともに、避難所の運営を行います。</p> <p>○市連合民生委員児童委員協議会の支援（社会福祉課）</p> <p>民生委員・児童委員の活動を広く周知し、災害時の活動が円滑に進むよう支援します。</p>
社会福祉協 議会の実 施事業	基本事業	<p>☆防災・防犯マップづくりの支援</p> <p>自治会ごとの防災防犯マップづくりの支援を通じて、住民同士が地域の実情を理解し、災害時にも支え合えるコミュニティづくりを推進します。</p>

基本目標4 包括的な支援体制の充実

施策の体系⑮ 地域における生活課題や福祉ニーズの把握・対応

■現状と課題

地域の民生委員・児童委員や地域包括支援センターをはじめとする相談機関などは、地域住民の声を受け止め、専門的な相談・支援機関につなげる重要な役割を担っています。

現在、自助だけでの解決が難しいケースも出てきており、市民が地域で自立して暮らしていくためには、地域の課題を早期に把握できる体制づくりや、総合的に対応できる相談体制の確保などが必要です。

アンケート調査では、地区担当の民生委員・児童委員を知らない人が約6割おり、また、福祉に関する情報の提供や利用の支援として活動していることを知らないと答えた人も約5割いたことから、今後は地域住民への認知度や活動内容の理解を深めていく必要があります。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○自分で解決の難しい生活課題は、身近な人に積極的に相談しましょう。○自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知り、困ったときに必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。○身近な人の生活課題や福祉ニーズの発見に努めましょう。○住民座談会など、自分の意見が言える場所に積極的に参加しましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○エリアごとの地域総合相談担当(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、個別支援と地域をつなぐ活動を進めましょう。○利用者からの相談を聞きましょう。○各主体と連携することで、「丸ごと」受け止めた利用者の課題を、サービスの組み合わせで解決できる体制を整備しましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○多様化する福祉ニーズ・介護ニーズの把握のため、定期的にアンケート調査を実施します。○身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携を強化し、福祉ニーズの把握に努めます。○障がい者や認知症高齢者に対して、必要な情報の提供や、権利擁護のための必要な援助を行うなど、総合的な相談窓口となる相談支援事業を充実させます。○市や地域包括支援センターでの各種相談事業を広く市民に周知し、身近な地域で相談ができるような体制づくりを進めます。○市自立相談サポートセンターの周知に努めるとともに、相談しやすい体制や自立に向けた体制を整えます。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆民生委員・児童委員との連携強化（社会福祉課） 民生委員・児童委員との連携を強化し、ニーズ把握に努めます。</p> <p>☆自立相談サポートセンターの設置・運営支援（社会福祉課） 課題を抱えた市民が相談し易くなるよう支援を行います。</p>
	基本事業	<p>○市民アンケートの活用（関係各課） 年に1度実施している市民アンケートや計画策定時に実施するアンケートから、福祉ニーズや介護ニーズの把握に努めます。</p> <p>○障害者基幹相談の支援（社会福祉課） 障がい者への基幹相談を実施し、市内の福祉事業所が総合的な相談を行えるよう支援します。</p> <p>○地域包括支援センターの運営支援（介護長寿課）（再掲） 地域包括支援センターの運営を支援することで、生活課題を抱える高齢者に対し、多機関と連携して適切な指導・支援を実施します。</p>
社会福祉協議会の 実施事業	基本事業	<p>○コミュニティソーシャルワーカーの配置 日常生活圏域3エリアごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、個別支援と地域をつなぐ活動を実施することで、個別課題から地域課題を把握・対応出来るようにします。また、関係機関や窓口との情報共有を図るため、定期的に情報交換を実施します。</p> <p>○地区担当者の配置 地域との連携体制を強化するために8地区に担当者を2人ずつ配置し、地域の生活課題・福祉ニーズの把握体制を強化します。</p> <p>○協議体※における生活課題の把握および検討 介護予防・生活支援サービス推進協議会を通じ地域課題の把握を行うとともに、課題に対する活動や人材育成などの取り組みを検討・実施します。</p>

※協議体：多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取組を推進する組織です。

施策の体系⑬ 柔軟で総合的・専門的な対応が取れる体制づくり

■現状と課題

既の実施している公的支援だけでは、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化した課題の解決が難しくなっているため、多機関が協働した総合的・専門的な支援が求められています。

また、アンケート調査では福祉の充実のために市に取り組んで欲しいことの一つに、気軽に相談できる専門相談窓口の充実が多いことが分かりました。

市民のさまざまな状況に合わせ、迅速かつ適切に対応できる総合的な相談体制を整備するため、各相談支援機関の充実と相互の連携強化を図っていくことが求められています。

■取り組むべきこと

<p>自 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員を知り、困ったときに必要な情報提供や助言が受けられるようにしましょう。(再掲) ○一人で悩まず、身近な人に相談しましょう。 ○日頃から情報収集に心がけましょう。 ○福祉サービスや制度についてもっと知りましょう。
<p>互 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者からの相談に対し、一度「丸ごと」話を聞きましょう。 ○多機関と連携することで、「丸ごと」受け止めた利用者の課題を、サービスの組み合わせで解決できる体制を整備しましょう。 ○総合的な課題解決のため、情報連携を積極的に行いましょう。 ○ボランティア団体同士が交流できる場を設けることで、連携・協働により新たな福祉サービスが提供できるよう、取り組みを進めましょう。 ○福祉サービスがより効率よく、より質が高まるよう、事業者やボランティア団体などいろいろな組織と連携を進めましょう。
<p>公 助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多機関が協働して相談者の支援を「丸ごと」実施する総合窓口を設置するとともに、利用しやすいよう広く地域住民等に周知します。 ○民生委員・児童委員が多機関などと協働できる体制整備に努めます。 ○生活課題を抱えた市民が、自立へとつながるよう総合的な支援を行う場を提供します。 ○高齢者・障がい者などが虐待の種類を問わず、総合的に相談できる場を提供します。

■実施事業

市の 実施事業	重点事業	<p>☆多機関協働による総合的な窓口の設置（関係各課） 【新規】 困難課題や複合課題を抱える市民に対し、多機関と協働して総合的に支援できる窓口を設置します。</p> <p>☆自立相談サポートセンターの充実（社会福祉課） 生活課題を抱えた市民のサポートだけでなく、この窓口だけで課題解決に向けた取り組みを一体的に実施できるよう支援します。</p>
	基本事業	<p>○虐待防止対策（関係各課） 虐待に対する相談支援を行うとともに、総合的な相談が受けられるよう、連携体制を整備します。</p> <p>○多機関と民生委員・児童委員の連携支援 （社会福祉課） 民生委員・児童委員が多機関と連携しやすい環境整備を行います。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの運営支援 （介護長寿課）【新規】 医療・介護の専門職がチームとなり、認知症が疑われているかたやその家族を訪問し、早期診断・早期対応に向けた支援を集中的に行う認知症初期集中支援チームの運営を支援します。</p>
社会福祉協 議会の実施 事業	基本事業	<p>○コミュニティソーシャルワーカーによる伴走型支援の実施 複合的な生活課題を抱えた市民が、自分のペースで課題が解決できるよう、<u>伴走型支援</u>※を実施し、安心して暮らせる総合的な相談支援機能を強化します。</p> <p>○多機関協働による相談支援の実施 複合的な生活課題を抱えた市民が、安心した生活を送れるよう、多機関協働による自立に向けた支援を実施します。</p>

※伴走型支援：支援の必要な対象者に寄り添い、本人が主体的に意思決定できるようにするとともに、社会復帰・社会参加が行えるよう中長期にわたる支援のことをいいます。

施策の体系⑰ 地域福祉における新たな担い手の創出

■現状と課題

近年、地域の既存の制度や仕組みでは対応しきれない課題が山積しています。支援を必要とするすべての人々に支援が行き届くようにするには、行政の取り組みに加え、地域住民や地域の社会福祉法人が相互に協力し、地域福祉の推進に取り組むことが必要です。

今後、住民参加促進のため市民活動支援センターを中心に活動の内容などの情報をはじめ、地域活動を行っている個人や団体の情報を発信するとともに、地域住民等が主体的に課題を解決し、それを支えていくような地域づくりを目指します。

■取り組むべきこと

自 助	<ul style="list-style-type: none">○誰もが新たな担い手になれることを認識しましょう。○身近な人の生活課題や福祉ニーズを「我が事」として捉え、手を差し伸べましょう。○地域の課題解決のために必要であれば、立場や役割を超えて、誰とでも柔軟に助け合いましょう。
互 共 助 助	<ul style="list-style-type: none">○地域のさまざまな活動が、地域福祉向上のための新たな担い手となれることを認識しましょう。○ボランティア活動の幅を広げる取り組みを進めましょう。
公 助	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉向上のため、社会福祉法人の活動を支援するとともに、必要な指導を実施します。○民生委員・児童委員の研修体制の充実に努めます。○市の事業を周知するため出前講座を実施し、利用者の希望するテーマについて、制度などの説明を行います。○協議体の活性化に向けた支援を実施します。

■実施事業

市 実 施 事 業 の 事 業	重点事業	<p>☆民生委員・児童委員の活動支援 (社会福祉課)(再掲) 民生委員・児童委員活動支援のため、運営に係る費用を一部補助するとともに、活動に対する助言や資質向上のための研修会などを実施します。</p> <p>☆協議体の活性化に向けた支援(介護長寿課)【新規】設置されている第1層協議体※(推進協議会)の支援や、第2層協議体※の設置に向けた取り組みを行い、サービスの開発や担い手の育成、関係者のネットワーク化などを行います。</p>
	基本事業	<p>○社会福祉法人への支援(関係各課) 社会福祉法に基づき、法人の監督などを行うとともに、各認可や申請の受理、充実計画の作成指導などを行います。</p> <p>○まちづくり出前講座の実施(関係各課) 市の事業を周知するため、利用者が希望するテーマについて市の職員が講師として出向き説明します。</p>
社会福祉協議会の 実 施 事 業	基本事業	<p>○ボランティア市民活動の相談・支援(再掲) ボランティア市民活動に関する相談・調整・支援を通じて、ボランティア・市民活動を推進します。</p> <p>○ボランティア養成研修の実施・継続的支援(再掲) ボランティア養成研修によるきっかけづくりや、継続的にボランティア活動に参加できる調整・支援を通じて社会参加を促進します。</p>

※第1層協議体：市全体を区域とした協議体。

※第2層協議体：第1層協議体を日常生活圏域に細分化した協議体(市内3圏域)。

成果指標一覧

本計画では、基本理念「誰もが輝き やさしさと支え合いで 安心して暮らせるまちへ」のもと、基本目標・施策の体系を定めていますが、本計画から数値目標を新たに設定したうえで、施策の進捗管理（毎年）や評価（最終年度）を実施し、地域福祉の充実を図るとともに、次期計画策定に向けた見直しなどの根拠とします。

基本目標	成果指標	現状値 2017 (平成 29) 年度	目標値 2023 年度
1. 思いやりの心を育み、 地域で輝けるための環境 づくり	身近な人の障がい者理解度	57.0%	70.0%
	まちづくり活動に参加している 市民の割合	45.0%	52.0%
2. 地域のつながりの強化	自治会加入率	70.1%	75.2%
	市民活動団体数	234 団体	265 団体
3. 安心の暮らしづくり	安心して子どもを産み育てられ ると感じている市民の割合	47.3%	60.0%
	生きがいを持っていると答えた 高齢者の割合	89.4%	92.0%
	災害が少ないまたは必要な対策 が取られているため、安全な生 活が送れていると感じる市民の 割合	24.8%	60.0%
4. 包括的な支援体制の充実	窓口サービスが充実していると 感じている市民の割合	62.9%	80.0%
	ファミリーサポート提供会員数	58 人	66 人

※目標値については各担当課資料に基づき、算定根拠のもと計算した数値です。

第5章 計画の推進と進捗管理

第1節 計画の推進体制

計画を着実かつ円滑に推進するため、次の体制を設置します。

○地域福祉計画推進委員会

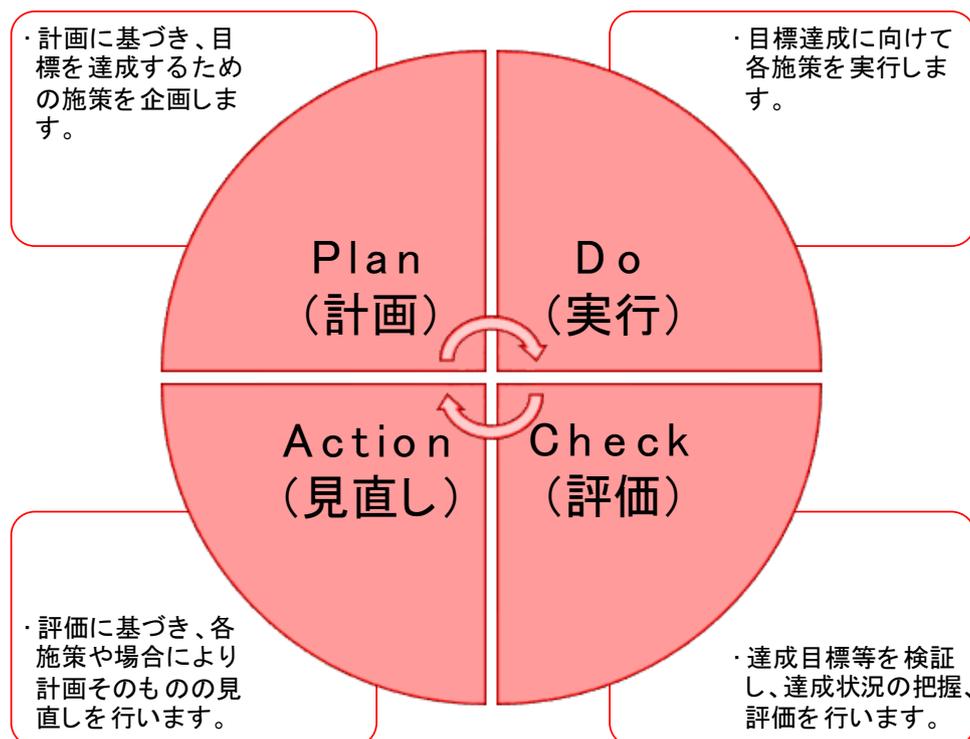
計画の策定に加え、ワーキング委員会からの報告を受けて、計画の推進や進捗状況の管理、調整などを行います。地域住民やまちづくり協議会・福祉関係団体などの各代表者も、社会福祉法に規定する「地域住民等」として地域福祉の推進に参画します。見直しや調整を行う際には、福祉関係識見者からも意見を聴取します。

○地域福祉計画ワーキング委員会

推進委員会の補助機関として、市役所や市社会福祉協議会の担当者により、計画の進捗状況の管理や実施事業の点検・評価などを行います。結果は推進委員会へ報告され、最終的な評価が行われます。

第2節 計画の進捗管理

「PDCAサイクル」に基づき、実施事業の点検・評価を行って、基本目標ごとに設定した成果指標を達成出来るよう、年次的な進捗管理を行います。



資料編

1. 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、那珂市地域福祉計画を策定し、推進するため、那珂市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定
- (2) 地域福祉計画の推進
- (3) 地域福祉計画の進捗状況の管理
- (4) 地域福祉計画の調整
- (5) その他地域福祉計画を推進するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) まちづくり協議会の代表
- (2) 民生委員の代表
- (3) 福祉関係団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) 小中学校の代表
- (6) 地域住民の代表
- (7) 市関係職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、再任は妨げない。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市地域福祉計画ワーキング委員会を設置することができる。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第8号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第7号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

2. 那珂市地域福祉計画推進委員会委員名簿

職名	氏名	役職名
委員長	小菅 隆	市連合民生委員児童委員協議会委員
副委員長	加藤 裕一	保健福祉部長
委員	森島 栄子	市まちづくり協議会委員
委員	舘 祝子	市ボランティア連絡協議会会長
委員	長谷川 幸介	学識経験者
委員	小沼 浩	市高齢者クラブ連合会会長
委員	菊池 譲	ナザレ園副理事長
委員	仲田 留美	なるみ園副施設長
委員	佐藤 知光	市校長会副会長
委員	木城 晃三	公募
委員	大内 素子	公募
委員	鴨志田 和枝	公募
委員	大部 公男	那珂市社会福祉協議会事務局長
委員	小橋 洋司	市民生活部長
委員	高橋 秀貴	教育部長

任期：2014（平成26）年4月1日～2019（平成31）年3月31日

3. 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会設置要項

(設置)

第1条 那珂市地域福祉計画推進委員会設置要項（平成21年那珂市告示第37号）第8条の規定に基づき、那珂市地域福祉計画ワーキング委員会（以下「ワーキング委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキング委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、必要に応じ那珂市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況
- (2) 地域福祉計画の点検・評価
- (3) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 ワーキング委員会の委員は、別表に定めるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、その所属において委嘱又は任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 ワーキング委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 ワーキング委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 ワーキング委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第3号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課名等	グループ名
政策企画課	政策企画グループ
市民協働課	市民活動グループ
防災課	防災グループ
社会福祉課	生活福祉グループ、障がい者支援グループ
こども課	子育て支援グループ
介護長寿課	高齢者支援グループ
土木課	維持管理グループ
都市計画課	都市計画グループ
学校教育課	学務・施設グループ
生涯学習課	社会教育グループ
社会福祉協議会	地域福祉グループ

4. 那珂市地域福祉計画ワーキング委員会委員名簿

職名	氏名	課名	グループ名
委員長	大曾根 香澄	市民協働課	市民活動グループ
副委員長	住谷 孝義	介護長寿課	高齢者支援グループ
委員	川勾 貴弘	政策企画課	政策企画グループ
委員	小泉 洋平	防災課	防災グループ
委員	秋山 雅弘	社会福祉課	障がい者支援グループ
委員	片岡 隆太郎	こども課	子育て支援グループ
委員	寺門 大輝	土木課	維持管理グループ
委員	塙 壮太	都市計画課	都市計画グループ
委員	寺門 珠美	学校教育課	学務・施設グループ
委員	木内 周平	生涯学習課	社会教育グループ
委員	浅野 健一	社会福祉協議会	地域福祉グループ

任期：2014（平成26）年4月1日～2019（平成31）年3月31日

5. 計画策定の経過

日付	事項	内容
2018 (平成30)年 6月22日	第1回 ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の概要について ・アンケート調査の結果報告について
6月28日	第1回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の概要について ・アンケート調査の結果報告について
8月29日	第2回 ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の点検・評価について
10月9日	第3回 ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念について ・基本目標について ・施策の体系について ・骨子案について
10月30日	第2回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の点検・評価について ・基本理念、基本目標、施策の体系について ・骨子案について
12月3日	第4回 ワーキング委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討・確認について
12月19日	第3回 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の確認・承認について
2019 (平成31)年 1月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・住民意見の反映
2月	第4回推進委員会	

